

河合町議会会議録

令和 8 年 6 月 9 日 開会

河合町議会

令和8年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

第 2 号 （6月9日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
中 山 義 英	3
杵 本 貴 司	27
大 西 孝 幸	40
坂 本 博 道	44
梅 野 美智代	70
○散会の宣告	86
○署名議員	89

令和 8 年 6 月 9 日（火曜日）

（第 2 号）

令和8年第2回（6月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和8年6月9日（火）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	杵 本 貴 司	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	10 番	馬 場 千恵子
11 番	岡 田 康 則	12 番	疋 田 俊 文

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	松 山 善 之
教 育 長	上 村 欣 也	総 務 部 長	小 野 雄一郎
福 祉 部 長	浦 達 三	住民環境部長	森 川 泰 典
まちづくり 推 進 部 長	中 島 照 仁	教育振興部長	中 尾 勝 人
政策調整課長	林 嘉 明	危機管理課長	植 村 一 之
総 務 課 長	西 村 直 貴	財 政 課 長	松 本 武 彦
住民福祉課長	古 谷 真 孝	子 育 て 健 康 課 長	谷 田 悦 子
こども未来 課 長	中 山 寛 子	環境対策課長	内 野 悦 規
住 宅 課 長	岡 田 健太郎	都市計画課長	杵 本 幸 史

観光振興課長 桐原 麻衣子

教育総務課長 川村 大輔

生涯学習課長 吉川 浩行

会議に従事した事務局職員

事務局局長 高根 亜紀

係長 在原 聖人

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和8年第2回定例会を開会いたします。

本日の一般質問は録画配信を実施いたします。その際、傍聴者も撮影映像に入る場合がありますので、ご了承を願いたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（疋田俊文） 本日の日程は一般質問です。

各議員の持ち時間は30分となっております。5分前に声をかけさせていただきます。その後、30分過ぎて発言を続けた場合は、マイクのスイッチを切らせていただきます。

本日の一般質問は、順番1番から5番までの方です。

それでは、質問を許します。

◇ 中 山 義 英

○議長（疋田俊文） 1番目に、中山義英議員、登壇の上、質問願います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

（5番 中山義英 登壇）

○5番（中山義英） おはようございます。

議席番号5番、中山義英。

それでは、議長の許可を得て、ただいまより一般質問通告書に従って一般質問を行います。

質問事項 1、リーガルサポーターズ制度について。

令和 3 年 4 月にリーガルサポーターズ制度が導入されてから、今年は 6 年目に当たります。

3 点質問します。

1、令和 3 年度から 7 年度について、各年度の相談件数及び相談内容。

2、費用対効果について。

3、今後の活用方針等について。

リーガルサポーターズ制度とは、自治体が弁護士などの専門家を法務アドバイザーとして活用する制度。目的は、職員が職務を遂行する前に、事前にリーガルチェックを受けることで、法的リスクの回避に役立てるため。

質問事項 2、開発行為に対する開発指導について。

本町で開発行為を行う場合、開発者は、河合町開発行為に関する指導要綱（以下、指導要綱と言う）に従って、開発行為を行う必要があります。指導要綱は、本町で行われる開発行為に対して、一定の基準を定め、良好な住環境の維持・保全を図ることで、住みよいまちづくりの推進を目的としています。

しかし、指導要綱の中身を見ると、開発者に過度の負担を求める規定がある一方で、本来、まちづくりの基本となる部分が欠落しているなど、時代に合致していない部分も見受けられます。

2 点質問します。

1、河合町まちづくり自治基本条例、河合町総合計画、河合町都市計画マスタープランと河合町開発行為に関する指導要綱の関連性はどのようになっていますか。

2、ラ・ムー河合店の出店計画について、近隣住民の方から交通安全対策として、左折レーン設置の要望が上がっています。町としてはどのように対応されますか。

参考として、河合町開発行為に関する指導要綱第 5 条、開発行為の協議等を載せました。

第 4 項、開発者は、開発行為等について、区域が所在する自治会等と誠意をもって協議を行い、その内容について同意書を提出しなければならない。

第 5 項、開発者は、前項に規定する同意書が提出できない場合は、その協議内容について協議報告書を提出しなければならない。

第 6 項、町長は、前項の規定により協議報告書の提出があったときは、自治会等と開発者相互の合意形成が図られるよう努めるものとする。

以上で登壇しての質問を終え、あとの質問は自席にて行います。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） それでは、私から１点目にご質問いただいておりますリーガルサポーターズ制度についてお答えいたします。

令和２年３月の定例会におきまして、リーガルサポーターズ制度の導入を求める決議が可決され、その後、議会において実施されました職員に対するアンケートの結果などを基に、導入する必要があると判断したため、令和３年４月より本町の法務管理主任として弁護士資格を持つ任期付き職員が勤務しております。

令和３年度から７年度の各年度の相談件数につきましては、令和３年度１２９件、令和４年度１３０件、令和５年度８４件、令和６年度７３件、令和７年度７２件で、５年間で計４８８件となっております。

相談内容につきましては、住民の権利や財産に直接かかわる内容や、多種多様な契約に関する相談が多い傾向がございます。

費用対効果の部分についてでございますが、法務管理主任を配置していることの効果は、定量的に数値化することが困難でございますので、具体的な事例を挙げてご説明いたします。

本年１月に１億４、０００万円を超える遺贈寄附を受領した際、過去の同様事例におきまして、寄附を頂いた後に民法上の遺留分を返還せざるを得なくなった経緯があり、今回は特に慎重に進める必要がございました。そこで、法律の専門家である法務管理主任と逐次相談しながら進めた結果、不安を感じることなく円滑に手続を終えることができております。

このように、専門的な知見を要する業務を庁舎内で迅速に相談、解決できる環境が構築され、職員が安心して業務を進めることができていることが最大の効果と言え、費用に対する効果は十分得られていると考えておるところでございます。

今後の活用方針の部分につきましては、法務管理主任は法的な視点での相談、助言、文書チェックなどのほか、職員研修や学校における授業なども担当していただいております。今後におきましては、職員研修の部分について、さらなる充実を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

私からは以上となります。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） それでは、私より２つ目のご質問の２点についてお答え

申し上げます。

まず1点目、河合町開発行為に関する指導要綱に関して、条例や計画との整合性についてでございますが、河合町まちづくり自治基本条例、河合町総合計画、河合町都市計画マスタープラン及び河合町開発指導要綱につきましては、それぞれの役割と位置づけが異なるものの相互に関連しながら、本町のまちづくりなどを進めるための体系を構築しております。

なお、開発指導要綱につきましては、上位の条例や各種計画の趣旨を踏まえながら、その方針を個別の開発事業に反映するための行政指導上の運用基準として位置づけており、個別の開発事業における適切な調整と良好なまちづくりにつなげるよう運用しているところでございます。

次に2点目、ラ・ムー河合店の出店計画における左折レーンの設置要望に関する対応についてでございます。

左折レーン設置に関する要望につきましては、地域住民の安全確保に関わる重要なご意見として受け止めております。一方、左折レーンの設置につきましては、交通量、道路構造、法令基準等を踏まえ、奈良県道路管理者や公安委員会等の専門的判断の下で決定される事項であり、町といたしましては、地域の安全確保の観点から、事業者や関係機関との協議の中で、必要な情報共有や調整に努めてきたところでございます。

大規模小売店舗立地法の現行制度上におきましては、法定説明会の前段階における事前説明を義務づける規定はございませんが、住民意見の把握や地域との情報共有については重要な事項であるため、まちづくり自治基本条例の趣旨を踏まえつつ、今後の協議の在り方などについて検討してまいりたいと考えております。

以上となります。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、まず1番のほうから再質問します。

河合町がリーガルサポーターズ制度を導入して、もう今年は6年目になります。今回一般質問のテーマとした理由は、過去5年間の効果を総合的に検証し、これからの活用に役立てるためです。

質問します。

相談件数が年々減少している原因についてお答えください。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 相談件数が年々減少しているというご質問でございますが、理由としましては、前向きに捉える面と課題となる面、両面あると考えております。

1点目の前向きに捉えるべき点と言いますのは、これまでの相談対応を通じまして、職員個々に一定の法的な知見が蓄積された結果、同種事案に対しては、相談を要せずとも、迅速かつ適正に事務処理できる体制が整いつつあるのではないかと考えておるところでございます。

一方で、課題として捉えておる面につきましては、法務管理主任が着任後5年が経過し、その間に職員の退職、採用といった入替えも進んでおります。結果として、当時も県内でも先進的な事例として導入された経緯であるとか、法務管理主任の業務内容などについて、認知できていない職員がいる可能性があるのではないかと考えておるところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、年度別の相談件数については、令和3年が129件、令和4年130件、令和5年84件、令和6年73件、令和7年72件ということで、相談件数が年々減っていますが、それでも令和7年度で法的対応が求められるケースというのは年間で72件、1か月当たり6件あったということです。

私としては、法的アドバイスを必要としている部署がある限り、この制度は継続すべきと考えます。

質問します。

部署ごとに5年間の相談件数の合計数というのを教えてください。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 部署ごとの相談件数というご質問でございますが、これまでの相談内容を現在の組織に置き換えた場合の部署ごとの件数となります。

順番に申し上げます。総務部133件、福祉部40件、生活環境部168件、まちづくり推進部89件、教育振興部40件、議会事務局18件となっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 生活環境部168、総務部133、まちづくり推進部89、福祉部と教育振興部

がそれぞれ40、議会事務局が18で、5年間の合計が488件ということが分かりました。

それでは、質問します。

5年間のトータルで生活環境部が168件と一番多い結果となっていますが、生活環境部のどこの部署か、課の名前をお答えください。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 住宅課となります。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 5年間の相談件数で最も多いのは住宅課ということは、役場の中で一番法的対応が求められる大変な職場、これが住宅課ということになります。

質問します。

住宅課の主な業務についてお答えください。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 住宅課につきましては、空き家対策係と住宅管理係の2つの係からなっておりまして、空き家対策係では、空き家等の対策、利活用、それにまつわる広報などを実施しておるところでございます。

一方で、住宅管理係につきましては、町営住宅等の管理、家賃等の徴収、滞納処分などを行っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、町長に質問します。

職員のやる気、公平な人事という観点から、住宅課に対して、人事上でどのような配慮をされていますか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 中山議員のご質問にお答えします。

私は就任以来、これまで一貫して若手職員が多くの実験を積むことで広い視野に、また、柔軟な思考を持った人材へと成長することを目指して、人事運営を行ってまいります。

この方針の下、各部署において、長期間堆積している職員の異動を積極的に推進してまいりました。結果、現在では、特定の部署への固定化は大幅に解消されておりますが、職員が異動に関して不公平感をいただくようなことのないよう人事運営については、公正かつ意欲を引き出せる人事配置を実現できると考えて進めております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 適材適所という言葉もあるんですけども、日々、法的対応というのが求められる職場で、長く勤務すると本人のやる気や健康状態にも関わってきます。住宅課以外にも、大変な職場というのはあると思いますが、3年から5年をめどに人事異動を行うことをルールとして決めておくべきと考えます。

それでは、続いて費用対効果について再質問します。

費用対効果を数値で表すことはできないが、効果があったか否かで検証すると、遺贈寄附の事例などを含め、費用対効果は十分あったとの答弁でした。

では、3点質問します。

リーガルサポーターズ制度があることで、どのような効果があったのか、具体的にお答えください。

1点目、法的トラブルの予防について。

2点目、職員の法務能力の向上について。

3点目、意思決定の迅速化について。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） そしたら、効果というところで3点順番にお答えいたします。

まず、予防という面でございますが、これまで弁護士へ相談するということは、何らかのトラブルが生じた際の最終手段でございました。でも、法務管理主任につきましては、庁内に勤務されていることから、例えば契約書のチェックや行政処分を科す場合の検討など、そういった段階から相談することができておりまして、結果としてトラブルを未然に防ぐということが可能になっておると考えております。

そして、職員の法務能力の向上という面でございますが、日常的に法務管理主任と直接対面して、事案の背景を共有しながら、個別の法解釈や手続の進め方について助言を受けると

ということで、相談した職員の気づきであるとか、学びという部分につながっているのではないかと考えておるところでございます。

そして、迅速化というところですが、日頃から相談していることから、法務管理主任につきましては、もう本庁の状況に熟知されている状況でございます。この専門家に相談することによって、そういった判断に要する時間の説明などが省略でき、結果として、時間の短縮を図れているのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 今聞きまして、費用対効果があったということはよく分かりました。

個人的な意見です。

この制度が導入される前、具体的には5年以上前になりますが、河合町職員の前例踏襲的な考え方や何の根拠もない固定概念には正直驚かされました。法律に基づいて仕事をするのが公務員ですが、部長級の管理職ですら法令遵守の意識が全くないのには正直びっくりしました。

質問します。

リーガルサポーターズ制度を通じて、職員の法令遵守の意識は向上しましたか。お答えください。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 法令遵守の意識というところでございますが、先ほど議員のご質問にもございました前例踏襲や経験則といったところ、そういったものに頼るのではなく、今この事務処理の法的根拠は何かとか、手続等に誤りはないのかという点を、事前に自発的に確認、検証する姿勢が少しずつではございますが、根づいてきていると感じておるところでございます。

まだまだ不十分な面はございますが、そういった意識は向上しているものと考えておるところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、法的アドバイスを受けたことで、問題の解決につながった事

例や問題の拡大を防げた事例について、職員の間で情報、これを共有されていますか。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 現時点では、情報共有というのは図れてはいない状況でございます。

相談内容につきましては、個人情報であるとか企業の情報、そして、進行中の紛争事案なども含まれておりますので、あえて共有していないという部分もございます。ただ、例えば今後、そういう個別事案の背景を除いた汎用性の高い法解釈などにつきましては、共有を図るような方法が何かということは検討してまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 相談内容や法的対応のノウハウというのは、やはりマニュアル化、データベース化して、今後のために職員間で情報共有されることを望みます。

続いて、今後の活用方針について質問します。

今後の活用方針については、先ほどの答弁では、職員研修部分をさらに充実させていきたいとの答弁でした。その必要性というのは私も理解します。

しかし、個人的には従来からの行政対象暴力や要求行為への対応だけでなく、特に公債権、非債権等の未収債権の回収などに力を入れていただきたいと思います。というのも、令和6年度一般会計決算において、公債権と市債権合わせて約437万8,000円が不納欠損として処理されています。そのうち、町営住宅使用料に係る不納欠損額は403万3,200円で、さらにまだ約4,690万円が滞納分として残っています。

滞納分約4,690万円を回収するのに、今の担当課の力だけでは限界だと思います。前町長にも何度か質問しましたが、改めて森川町長に質問します。

滞納となっている税や住宅の使用料などの債権回収に向けて、もう1名弁護士を期間限定で雇って、役場内に弁護士を中心とした債権回収プロジェクトチームをつくる考えはありますか。お答えください。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 中山議員のご質問にお答えします。

まずは、外部監査人からの指摘も踏まえながら、債権管理体制の強化ということを強く意

識して、法務管理主任の意見も活用しながら、時効費用や、また、不納欠損処理の適正化、訴訟手続による回収など、様々な対応ができるよう体制を整えていきたいと考えております。

また、私は就任以来、町の顧問弁護士さんも大阪から奈良に代えさせていただいて、様々なご相談をさせていただいて、議員お述べのように体制強化を図って、今後もまいりたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 弁護士の費用としても、年間200万いかないと思います。それで4,600万のうち、せめて半分でも回収できれば十分、それだけで費用対効果はあると思いますので、よろしくお願いします。

それと、以前に佐藤議員から提案のあったスクールロイヤー的な業務もやってもらったらどうかと考えますが、町の考えをお答えください。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

リーガルサポーターズ制度に基づき、スクールロイヤーとしての活用ということで、学校でのトラブルに早期に、また、適切に解決するためにリーガルサポーターズ制度を導入のときから、法務管理主任、職員がスクールロイヤーという同等の役割を担っていただいているところでございます。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、今は同等の役割をやってもらっているという解釈でよろしいわけですか。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） 同等の役割を担っていただいております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、広報かわい令和8年4月号で、河合第二中学校において、キャリア教育として、弁護士による特別授業が行われた記事が紹介されていました。中学校時代に、現役の弁護士から直接授業を受けられる機会はめったにありません。素晴らしい取組だと思います。

2点質問します。

1点目、授業を受けた中学生に対して、感想などのアンケート調査は実施されましたか。

2点目、第一中学校では開催されないのですか。お答えください。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

第二中学校につきましては、2月に弁護士の講師を学校に来ていただきまして、講話をいただきました。

アンケート等、そういった聞き取りはちょっとしておりませんが、弁護士の仕事についての講話を受けた生徒たちの様子といしましては、全体的に非常に興味を持って話を聞いていたかと思います。特に、法務管理主任が弁護士バッチを直接生徒たちに見せていただいた。そういったところもありまして、休み時間になっても質問が続いていたというところがございます。

また、第一中学校につきましては、以前、春頃講話をしていただいたときはございましたが、ここ数年間につきましては行っていなかったのが現状でございます。しかし、今年の7月8日に、1年生、2年生を対象に生活安全教室をして、法務管理主任から講話を受けるという予定となっております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） アンケート調査をやって、それをまた弁護士さんに見せてあげてもらえれば、弁護士さんもまた張り切って次回やれると思いますので、よろしくお願いします。

それと、提案します。

弁護士による特別授業、父兄にも参加してもらったらどうかと考えます。町の考えをお答えください。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

保護者が参加するというタイミングでよりますと、参観日であったりとか、オープンスクールのときになるかと思います。こちらにつきましては、年間スケジュールを立てる必要がありますので、この限られた日数の中で、調整が必要になってくるというところでございます。

参観日、また、オープンスクールにつきましては、法務管理主任が日程として来ていただけるのかどうかも確認しながら、学校も含めて確認をする必要があるというところでございます。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 前向きに進めてください。

それでは、最後にリーガルサポーターズ制度は、十分費用対効果はあるということなので、河合町には法的トラブルの未然防止、職員の心理的負担の軽減、組織のコンプライアンス強化のために、これからもこの制度を継続していただきたいと考えます。

続いて、開発行為に対する開発指導について再質問させていただきます。

河合町内で宅地開発やマンション開発、工場建設などの開発行為を行う場合、河合町開発行為に関する指導要綱に従って開発行為を行わなければなりません。再質問においては、河合町開発行為に関する指導要綱、開発指導要綱と表現します。

では、質問します。

一般的に開発行為に関する指導要綱は、こういった目的のためにつくるのか。お答えください。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） お答えいたします。

河合町開発行為に関する指導要綱につきましては、無秩序な開発を防ぎ、地域と調和した良好なまちづくりを図るための行政指導の基準でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 今言われたように、ほとんどの自治体においては、主に乱開発による環境悪化の防止、良好な住環境の確保、公共施設の整備、地域住民とのトラブルの回避などを目的に制定されます。

質問します。

河合町の開発指導要綱というのは、そうした目的に十分対応できていると思われますか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 目的の対応といった部分でございますが、個別事案ごとに、対応が求められるというケースもございます。要綱の目的に照らして十分であったかどうかにつきましては、今後検証が必要ではないかというふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 私は、時代の変化に十分対応できていない部分が多いと思います。本町で開発行為を行う場合、開発指導要綱第5条第4項では、次のように規定されています。開発者は、区域が所在する自治会等と誠意をもって協議を行い、その内容について同意書を提出しなければならない。

質問します。

開発指導要綱に規定されている同意書とはどういうものですか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 開発指導要綱第5条第4項では、開発者は協議を行い、その内容について同意書を提出しなければならないとされておりますが、単なる形式的書類にとどまらず、地域との協議結果や対応内容を相互に確認するという点におきましては、俗に言う協定書的な性質を有する側面もあるのではないかというふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、直近の開発行為にラ・ムー河合店があります。ラ・ムー河合店の開発に当たって、同意書の提出を必要とする自治会はどこの自治会ですか。また、同意書はもらえましたか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） まず、同意書を提出いただく自治会につきましては、開発地の所在となります穴闇地区でございます。同意書につきましては、添付されてございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） ラ・ムー河合店の開発に当たって、既に穴闇自治会から同意書が出ているということで、私としては、そのことについて何ら疑義を唱えるつもりはありません。質問します。

今回は自治会の同意書というのは取れましたが、仮にほかの場所で開発が行われるとして、自治会の同意書が取れなかった場合、河合町では開発行為を認めていないのですか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 同意書の有無にかかわらず、開発行為につきましては、法令基準に基づき認められるものでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そうですね。開発事業者に自治会の同意書を求めるということは、これは本来過度な行政指導です。理由は、都市計画法や建築基準法など、関係法令において自治会の同意書を義務づけた規定というのはありません。自治会の同意がなくても開発行為はできます。

質問します。

河合町は、何のために同意書の提出を求めているのか。お答えください。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 同意書を求める趣旨についてでございますが、過去のいきさつ等については分かりかねるところでございます。生活環境への配慮と地域との調整状況を確認して、紛争の未然防止を図るためであったのではないかというふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 紛争の未然防止であれば、自治会と協定書を結べば済む話です。そもそも、自治会の同意書はなくても開発の工事や建築行為ができるにもかかわらず、開発指導要綱で同意書の提出を求めることに何の意味がありますか。この規定はおかしいと思われませんか。お答えください。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 開発許可等につきましては、関係法令に定める技術指針や許可基準への適合により判断されるため、自治会同意そのものをもって許可、不許可が決定されるものではございません。そのようなことから、指導要綱における同意書の位置づけや表現方法などにつきましても、制度趣旨や実務運用との整合性を踏まえ、今後検討が必要な課題であるのではないかと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 確認します。

そしたら、奈良県は開発の許可申請に当たって、自治会の同意書は求めていますか、いませんか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 開発行為におきましては、自治会の同意は求められておりません。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、開発の許可権者である奈良県の同意書を求めているのであれば、この規定は早急に削除すべきです。

では、質問します。

開発指導要綱の中で、同意書に関係している第5条第4項から第6項までの規定を削除した上で、新たに開発者の責務として開発事業者は地元説明会を行うなどの方法により、住民との合意の形成に努めるといった文言を規定してはどうかと考えますが、町の考えをお答えください。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 議員のご指摘につきましては、行政指導の趣旨や法令との整合性を踏まえた1つの考え方であると認識してございます。協働のまちづくりの観点から、同意書の取得を目的とするのではなく、事業者、地域住民の方々、行政による協働と議員お述べの合意形成を重視したルールづくりについては、検討する必要があるというふうに考えます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 開発行為を行う際は、地元説明会により住民との合意の形成を図るといった規定は、住民参加、参画、協働を原則とする河合町まちづくり自治基本条例の基本理念に合致するものと考えます。

質問します。

開発指導要綱と河合町の最高規範である河合町まちづくり自治基本条例の関連性に関しては、最初のときの答弁で相互に関連しているというふうな答弁でした。しかし、地元説明会による住民との合意形成が規定されていない開発指導要綱が、河合町まちづくり自治基本条例と関連していることなどあり得ません。開発指導要綱の早期見直しが必要と考えます。町の考えをお答えください。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） まちづくり自治基本条例が掲げる住民参加と協働といった理念との関連性につきましては、十分でない部分があるというところの指摘は課題であると考えております。繰り返しとなりますが、今後、自治基本条例の理念との整合性や要綱の位置づけについても必要な見直しについては検討してまいりたいと考えます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、必ず、できる限り早く見直しを実施されることを望みます。

続いて、ラ・ムー河合店の開発行為に関連して質問しますが、私自身、ラ・ムー河合店の出店計画に反対しているわけではありません。ラ・ムー河合店ができることで生活の利便性の向上、税収アップなどの経済効果が期待できるので、出店には大いに期待しています。

質問を続けます。

大型小売店舗立地法、以下、大店立地法と言いますが、大店立地法に基づく住民説明会というのが令和7年12月5日に行われました。私も説明会に参加し、その際、参加されていた数名の方とお話をさせていただきました。住民の方から聞いた話で多かった内容というのが、あの場所にラ・ムー河合店ができるなら、事前に地元説明会をやってほしかった、交通量の多いところなので、事故が心配で交通安全対策など、要望したいことはいっぱいあったということでした。

質問します。

ラ・ムー河合店の出店に当たって、都市計画法の開発許可と周辺の生活環境への配慮を定めた大店立地法の両方が関係します。担当課はどのようになっていますか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 担当課がどこになっているのかというご質問の趣旨と捉えまして、答弁をさせていただきます。

都市計画法に基づく土地利用の規制や開発許可等に関することにつきましては、都市計画課が担っております。また、大店立地法につきましては、商業振興や地域経済活動に関する側面を有するということから、商工を担当する観光振興課が窓口となっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 大店立地法と都市計画法の開発許可というのは、密接にこれは連携しています。日常業務において、都市計画法とほとんど縁のない観光課に大店立地法の業務を担当させることには相当無理があると思います。

質問します。

ラ・ムー河合店が出店するに当たって、大店立地法による住民説明会とは別に、事前に周辺住民を対象とした地元説明会は開催されていますか。

○議長（疋田俊文） 桐原観光振興課長。

○観光振興課長（桐原麻衣子） 法定手続となる大店立地法における住民説明会以外の説明会は開催しておりません。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、河合町から事業者に対して、地元説明会の開催というの是指

導されていますか。

○議長（疋田俊文） 桐原観光振興課長。

○観光振興課長（桐原麻衣子） 町のほうから事業者に対しての説明会の開催については、指導しておりません。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、町長に質問します。

大店立地法に該当するような大規模開発が計画されても、河合町には事前に地元説明会を行って、住民の意見や要望をまちづくりに反映していこうとする姿勢が全くありません。これが河合町の目指す住民参加、参画、協働を原則とした協働のまちづくりと言えるんですか。お答えください。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 中山議員のご質問にお答えします。

協働のまちづくりを進める上では、経過段階から情報共有や地域との対話は重要な要素であると考えております。事前説明を実施しなかったことをもって、協議が成り立っていないと判断するものではございませんが、地域住民のご理解や信頼関係を築く観点において、丁寧に説明や対話の積み重ねが望ましいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 地元説明会しないことで手後れになることもよくあるんで、それはまた後ほど説明させていただきますけれども、令和7年10月に河合町協働のまちづくり推進計画が策定されています。しかし、推進計画をつくったところで、相変わらず住民の要望や意見を反映しない事業者本位の開発計画が進められています。

質問します。

なぜ、河合町協働のまちづくり推進計画に基づいて、ラ・ムー河合店側に大店立地法とは別に、事前に地元説明会の開催を指導されなかったのか、お答えください。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 林政策調整課長。

○政策調整課長（林 嘉明） お答えさせていただきます。

法令及び要綱上では、行政からの説明会の開催を求める明確な義務規定はございません。
ただし、今後は、協働のまちづくり推進計画の趣旨も踏まえまして、各課に対しまして、必要な働きかけについて検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そんな課長、堅い話ばかりも。相手の立場になって、やはり考えて仕事はしてください。

それと、幾ら立派な計画というのを作っても、それを使いこなせる人材がいなければ、何の価値もあります。もっと人材育成に河合町は力を入れるべきです。

では、河合町が考えられる協働のまちづくりとはどういうものか。また、協働のまちづくり、そのものの定義というのを教えてください。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 林政策調整課長。

○政策調整課長（林 嘉明） 協働のまちづくりについてでございます。

まず、協働のまちづくりの協働という文字でございますが、みんなで協力するの協力の協と働くという漢字でございます。河合町まちづくり自治基本条例では、協働とは、町民及び町が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むことをいうと定義づけられております。

つまり、河合町をより暮らしやすい町にするために、まちづくりの主体である町民、町議会、行政がそれぞれの役割を担いながら、協力、連携、協働してまちづくりを進めていくということと考えております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） ちゃんと説明はしてもらいましたが、ただ、河合町の動きというのを見ると、本気で協働のまちづくりを進めたいのか、それとも口だけなのか、よく分かりません。

質問します。

河合町まちづくり自治基本条例の認知度は、役場内部でかなり温度差があるように思いま

すが、職員研修というのは徹底されていますか。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 林政策調整課長。

○政策調整課長（林 嘉明） 研修に関してお話をします。

令和5年4月、河合町まちづくり自治基本条例が施行され、その際に職員の説明会を開催しております。そして、令和6年度は11月と令和7年2月の2回、令和7年度10月に河合町協働のまちづくり推進計画を策定後、令和8年2月にまちづくり自治基本条例と推進計画について研修を開催いたしました。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） レポートの提出はしてもらっていますか。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 林政策調整課長。

○政策調整課長（林 嘉明） 研修の後でございますが、強制するようなレポートに関しては求めておりません。ただし、アンケートを出していただいています、そのアンケートの内容に関しましては、分かった、分からないというような設問のみではなく、自分の仕事にどう落とせるかと、この研修を受けて自分の仕事で協働について、どう考えてどう動けるかというような内容も自主的に書いていただくようなアンケートにはさせていただきました。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 河合町まちづくり自治基本条例の制定に至るまでには、多くの方が汗をかき、苦勞して条例を制定されました。条例はつくったら終わりではありません。いかに実効性を持たせて運用し、地域の課題解決につなげていくかが重要です。そのことをもっと理解してください。

開発指導要綱に地元説明会の開催に関する規定がなければ、事業者自ら地元説明会を開催することなど、ほとんどあり得ません。

大店立地法に該当する大規模な商業施設が計画されると、交通問題や騒音問題など、周辺住民の生活環境に何らかの悪影響が考えられます。そのため、住民とのトラブル防止に向け、

事前に地元説明会を行って、できる限り住民要望を取り入れた事業計画を作成するように、自治体から事業者に指導を行うのが一般的です。というのは、事業計画は大店立地法の説明会の段階まで進んでしまうと、その時点で住民が何を言ってももう手後れになるためです。

質問します。

なぜ、大店立地法の説明会の場合では、地域住民の要望が反映されない、あるいは聞いてもらえないのかご存じですか。お答えください。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 大店立地法における法廷説明会の段階におきましては、議員が今お述べのように、開発業者の事業計画が一定程度定まっている場合が多く、要望などが計画に反映されにくい側面があるのではないかというふうに考えます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 答弁されたことも含めて、主な原因としては2点考えられます。

1点目、大店立地法の説明会において、事業者には計画を説明する義務はありますが、住民の同意を得る義務はありません。簡単に言えば、事業者にとって説明会は、既に決まっている事業計画の周知の場ということです。

2点目、届けで時点で、既に計画は確定しているため、計画変更は事業開始に遅れを及ぼす影響があるためです。要するに、住民要望は大店立地法の説明会までが勝負ということです。左折レーンの設置要望は、大店立地法の説明会が終わってから出てきた話ですが、町として、左折レーンの設置は、地域の安全確保の観点から、事業者や関係機関と調整を図ってきたという答弁がありました。

質問します。

当初の開発計画が出てきた段階で、河合町は交通安全対策として、左折レーンの設置を業者に提案はされていなかったか。お答えください。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 開発事前協議を取りまとめております当方のほうから回答させていただきます。

行政から事業者に対して、左折レーンの設置を具体的に提案したといった事実はないです。

せん。交通安全対策として実施した具体的内容につきましては、例えばその車両の出入りに伴う車両と歩行者の安全確保のために信号機の設置、また、左折入場、左折退場の徹底を誘導する対策などに関しまして協議を行ってまいりました。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 左折レーンというのは、なぜ提案されなかったのですか。そういった知恵がなかったのですか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 交通安全対策につきましては、警察等との協議結果を踏まえ、開発規模や交通影響に応じて必要な対策を指導されるものでございます。また、接道する道路が県道であったことから、奈良県が道路管理者として協議者であったというのも要因でございます。

本町といたしましては、今後大型の開発事業など、個別、具体の案件ごとに課題解決に向けて、地域の声などに寄り添いながら対応していく必要があるというふうに考えます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 今さらですけれども、事前に地元説明会が行われていれば、左折レーンの設置は当初の開発計画に反映できたかもしれません。今回住民の方からの左折レーン設置の要望というのは、純粋に交通事故を心配する思いから出たものと推測します。

ラ・ムー河合店の事業計画に何ら疑義を唱えるつもりはありませんが、計画地は河合町のメイン通りにあり、将来、天理・王寺線が開通すれば、今以上に交通量が増えることが予想されます。左折レーンがどれぐらい交通渋滞の緩和や事故の軽減につながるかは分かりませんが、10年先、20年先を考えると、個人的には左折レーンの設置は必要と考えます。

では、町長に質問します。

町長のほうにも左折レーンの設置要望が出ていると聞いていますが、最終的にどのように対応されるのか。お答えください。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 中山議員のご質問にお答えします。

私のほうにも西山台の住民の方が来ていただいて、左折レーンの設置は安全対策の一環として、してはどうかというご相談はありました。なかなかその左折レーンを今設置するというのは、なかなか難しいというような話もさせていただきました。

ただ、やはりあの一帯、万代さんの出入り口の前で事故等が多く発生しています。今後やっぱり、ラ・ムーさんが店を開店されたら、西山台から道路を渡っていかれる方があります。その交通のやっぱり安全対策、信号機も設置ができないかということで、警察等とも協議はさせていただいたんですけれども、まだ協議段階でございます。まだはっきり信号機や横断歩道の設置、それらについても今検討中でございますけれども、できるだけ住民の皆さんが道路を渡られるときに、安全対策をしっかりと充実していただきたいと思います。

これは出店者のラ・ムーさんより、県の土木、また、県警安全課としっかりと協議をしながら、安全対策を整えていきたいと思っておりますし、ただ、この両サイドに大型店舗が万代さん、左にラ・ムーさん、また薬局とございます。その部分で、中央の分離帯設置も、また安全対策の一つとして、今後協議もしていかなければならないのかなと、そのようにも考えております。

あの周辺の事故の件数は河合町内でもトップクラスでございます。しっかりと安全策を踏まえて、今後の大店舗のその交通対策、しっかりと協議をさせていただきたいと思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

もう開店してしまうと、なかなかもう話というのは前進んでいかないと思っております。今まだ建物の工事はまだやっていないので、手置きとしたら今の間なんかなと思っております。よろしくをお願いします。

それで、事業者の立場から言うと、今から左折レーンを計画するというと、開発の変更許可が必要になるんで、結果的に事業開始が遅れるということにも影響します。なかなか事業者の承諾を得るのは相当厳しいと思っております。そやけど、これは将来のその交通事故の軽減ということで、できたらもう進めていただきたいと思っております。

それと、質問します。

このまま、仮に左折レーンが設置されなかった場合、町として、何か左折レーンに代わる交通安全対策というのを考えておられますか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） まず、左折レーンの設置目的につきましては、左折待ちの車両を本線から分離し、交通を円滑化にすることであるため、まず、左折イン、左折アウトの徹底、また、混雑が予想される時間帯などに交通誘導員の配置など、交通処理計画は現実的な対応策の一つであると考えております。

先ほど町長が申しました中央分離帯というお話もありましたが、それに加えて、注意喚起の看板の設置、また、路面標示などにつきましても、これについては開店前、開店後にかかわらず、状況により改善に向けた検討の余地があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員、5分前ですので、よろしくお願いします。

中山議員。

○5番（中山義英） はい、ありがとうございます。

今言われたこと、必ず、議事録にも載るんで、必ず、知らなかったということのないように、必ずやってください。実行してください。

それから、現在の河合町開発行為に関する指導要綱について、もう言い方は悪いですが、開発事業者にとっては自治会から同意書さえ取れば、あとは法律の範囲内で好き勝手にやりたい放題の規定になっています。というのは、開発指導要綱には、地元説明会による合意形成や工事協定書の締結に関する規定がないためです。このままだと、作業時間は深夜でもオーケーとなっています。

河合町が本気で協働のまちづくりを考えているなら、本町で開発行為を行う場合、必ず事前に地元説明会を行って、住民との合意の形成を図ることや工事協定書の締結などを規定しておくべきと考えます。

最後になります。

河合町には、良好な住環境と住みやすいまちづくりの実現に向けて、河合町開発行為に関する指導要綱には、河合町まちづくり自治基本条例に基づく適正な事項を定め、継続的なまちづくりを進めていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて中山義英議員の質問を終結いたします。

10分間、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時41分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

◇ 杵 本 貴 司

○議長（疋田俊文） 2番目に、杵本貴司議員、登壇の上、質問願います。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

（1番 杵本貴司 登壇）

○1番（杵本貴司） 議席番号1番、杵本貴司です。

それでは、議長の許可をいただきまして、通告書に基づき一般質問をさせていただきたい
と思います。

私からの質問事項は、企業版ふるさと納税を活用したマラソン大会についてでございます。

昨年度の河合町マラソン大会は、スポーツ協会をはじめ、河合町総合型地域スポーツクラブ、K a w a i 走愛RC、スポーツ少年団など、多くの皆様のご協力によりまして、会場を馬見丘陵公園に移し、参加者は300名を超える大きな大会へと発展いたしました。

私も実際に参加いたしましたが、ランナーだけではなく、そのご家族、そして、応援団の方々も含めると、さらに多くの方々が会場を訪れ、大変なにぎわいを見せておりました。その光景を見て、この大会には単なるスポーツイベントとしてとどまることなく、多くの方々に河合町を知っていただき、その魅力を発信する大きな力があると確信しております。

河合町には、馬見丘陵公園というすばらしい地域資源があり、大会を支える団体、そしてボランティアの皆さん、そして企業団体の皆様がおられます。こうした河合町の財産が見事に結集した結果が大会の成功につながったと考えております。

また、今年度の企業版ふるさと納税によるご支援は、この大会のスポーツ振興だけではなく、地域の活性化、そして、まちづくりの取組として、企業の皆様も大変期待されているあかしであるとも言えると思います。

この大会の目的やこれまでの経緯、そして、今後どのような方向性で発展させていこうと考えておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

再質問につきましては、自席にて行います。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育振興部長。

○教育振興部長（中尾勝人） 私のほうから、企業版ふるさと納税を活用したマラソン大会についてお答えさせていただきます。

今年度開催するマラソン大会につきましては、河合町、河合町教育委員会、河合町総合型地域スポーツクラブの3者共催で実施することで調整を重ねております。

マラソン大会につきましては、令和7年度大会まで河合町スポーツ協会の主催事業として実施をしてきましたが、スポーツ協会員の高齢化等に伴い運営スタッフの確保が難しく、また、令和7年度大会の参加者が300人を超える大会となったことで、大規模の大会運営に対して多くの課題が発生しました。例えば立哨スタッフは高齢のため複数配置など、過剰な人員配置が必要となり、人員確保が難しくなってきました。

一方で、このマラソン大会を通じて、町を元気に明るくしたい、町を活性化させたいという地域住民の声も数多くありました。

そこで、令和7年度大会は、試行的に、マラソン大会の専門的知識を有する河合町総合型地域スポーツクラブ加入団体の陸上クラブ、K a w a i 走愛R C 全面協力の下、これまでの運営方法を一部見直しました。河合町総合型地域スポーツクラブの運営委員の皆様やK a w a i 走愛R C から、令和8年度大会から大会を主催いただくことで了承をいただき、また、河合町スポーツ少年団からも大会運営の協力に賛同いただくことができました。

このようなことから、今年度開催する大会は、障害者と一緒に参加するパラエンジョイランや地域のにぎわいづくりとなるイベントなど、長期的に開催することで、町の活性化に効果をもたらし、運営に関わってくださる地域住民の皆様方を中心に、行政と共同で大会の企画運営を進めているところでございます。

以上でございます。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） ご回答ありがとうございます。

ただいまの部長の町を元気にしたい、そして町を活性化したいという、その強い思いが職員の皆様、そして関係機関の皆様、そして子供たち、そしてその保護者たちに、本当に大会全体に伝わって、本当に大きな盛り上がりを見せた大会だったと、私自身痛感しております。

そして、このイベントは、単なるこのスポーツのイベントだけではなく、人と人をつかりとつなぎ、河合町の魅力を発信していく、そういった大きな可能性を秘めた事業であると考えております。

その中で、昨年度の大会で、なぜ、これだけ多くの方々が参加者として集まっていたのか、その点について行政サイドとしてどのような分析をされているか、お聞かせいただきたいと思います。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 今ご質問いただきました今後の検証についてであります。

まず、参加者を町外からの応募も可能にすること、また、コースを馬見丘陵公園の北エリアまで延伸することができたことが参加者の増加の要因だと考えております。

また、K a w a i 走愛R Cの指導者のつながりで、ユニバーシアード神戸大会女子マラソンのゴールドメダリスト、パリマラソンの女子の部優勝者など、4名の有名アスリートを招待いただくことが可能となり、大会に花を添えていただきました。

その結果、昨年度まで100名程度の参加者だったマラソン大会が、3倍の300名を超える応募がありまして、会場全体が活気に満ちあふれ、大会が終えることができました。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） ただいま吉川課長のほうからありましたとおり、大会の参加者自身は300名ということだったんですけれども、そこに子供たちの保護者の方、そして関係団体、そして当日関わってくださるスタッフ等々も入れると、本当にもう500人、600人、下手したら700人ぐらいの大きなにぎわいを見せた大きな大きな大会だったと感じております。

その中でも、たくさんの方が来てくださった理由としては、今課長のおっしゃられました対象者をまず町外の方も受け入れたということ、そして河合町のシンボルである馬見丘陵公

園をしっかりとコースに位置づけたこと、そしてまた陸上関係者の方々がいろんなつてを使いながら、有名アスリートの方々も特別参加ということで来てくださったこと、そしてそういった全てがうまくミックスし合って、皆さんの新たな挑戦をしっかりと身にするような形にできたかなと、私自身考えております。

そして、この大会の価値というのは、参加人数だけでは計れない部分が私はあると考えております。それはなぜかと言いますと、まず、河合町をしっかりとこの大会を通じた参加者の皆様に知っていただき、そして河合町のすばらしさも知っていただき、またこの河合町で走ってみたいなというところまでつなげていく、いわゆるこの河合町のファンをしっかりと獲得していく、それが一番の大きな今大会の意義になったのではないかと感じております。

特に、町外からの多くの方々も参加しておる中、改めて河合町を新鮮な気持ちで見るとな機会も町外の方々からはあったかなとは思いますが。

そこで、町外の参加者、これどれぐらいいたかということと、その方々からその大会に参加して何かコメントや評価等ありましたら、教えていただきたいと思います。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 町外からの参加者等についてであります。

K a w a i 走愛R Cの指導者等の呼びかけもありまして、町外の参加としましては、一般の方はもちろんなんですが、近隣の陸上クラブや他市町の中学校の陸上部等の参加もありまして、142名の参加をいただきました。

参加者からは、来年も参加したいとか、楽しく走ることができたとの声もいただいております。

また、河合町や馬見丘陵公園を知っていただくことができたと考えております。今年度は300人から倍の600人の参加を目指しています。マラソン以外でも、何度も河合町に来ていただけるように情報発信を行い、また、馬見丘陵公園からは図面の提供だったり、ホームページでの広報、公園内でのポスター掲示等についてもご協力いただけることとなっております。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） ただいま吉川課長からありましたとおり、やはり大会の今回の一番の大きな目玉と言いますと、やはり今まで会場が総合グラウンドだったところから、馬見丘陵公

園に大きく会場を変え、本当に観光というような視点も入れながら取り組んでいただいたところが、やはり参加者が参加してみたいと思うようなきっかけになった一つの大きな要因ではないかと考えております。

当然、馬見丘陵公園は、本当に自然に恵まれた公園で、河合町を代表する公園であります。その中をすがすがしい気持ちで参加者の皆さんと走る、そういったイベントにすごく魅力を感じ、たくさんの方が参加して下さった要因の一つだと考えております。

また、この馬見丘陵公園の魅力の発信というところで、併せて、多分大会の中でも丘陵公園を特にPRして、参加していただいたという経緯はあると思うんですけども、この馬見丘陵公園とこの大会の結びつきというところで、どのような形でちょっと分析、整理されておるか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 馬見丘陵公園についてということなんですけれども、活用についてということなんですけれども、歴史と自然に囲まれた憩いの空間であると。馬見丘陵公園は、春夏秋冬と四季折々、花がいっぱい咲いておりまして、大会を開催する時期につきましては、サザンカが見頃で、寒さに凜と耐えて咲く花々と、とても華麗でかりんでありまして、さらに、紅葉も見られるすばらしい景色の中を走るコース設定となっているところであります。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 非常に、ほかに大会のない馬見丘陵公園というすばらしい自然景観の中で走れるという、他にない本当にすばらしい環境の下、コース設定をしていただいていると思います。

そして、この景観も非常に大切な要因の一つではあるんですけども、我が町河合町として、河合町だからこそできるような大会の特色、そして魅力をこれから作っていくことで、さらに参加者を増やしていくというような過程につなげていけるかなとは思いますが、河合町ならではの特色を明確に大会に打ち出していくということが重要と考えております。

私は、去年ちょっと大会に参加させていただいた上で、1つは馬見丘陵公園の豊かな自然

の中で、コースをすがすがしく走ることができる。また、本当に大会に協力してくださっている支援者の方々、地域住民の方々が参加者の方々を温かく迎えておられる。いわゆるおもてなしを河合町の皆さんがしっかりと参加者の方々にしていただいているところ、また子供から高齢者、そして障害者の皆さんが分け隔てなく、本当にスポーツを通じて交流できるといったようなアットホームな雰囲気、1日の大会が流れていく、そういったところが、やはりこの河合町で行っている今のこのマラソン大会の大きな大きな魅力だと感じておるんですけれども。

改めて、この大会の魅力というのを行政側としてはどういうふうな形で捉えておられるか、お聞きしたいと思います。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 今回実施するマラソン大会は、馬見丘陵公園のご理解とご協力によりまして、公園の北エリアを巡るコースを設定していることによりまして、ほかにはないマラソン大会では、車道を走行することが大半なんです、本町では安全性の担保及びまた魅力あるコースを走行することができます。

コースの設定に当たりまして、徹底したコースの検証だとか、度重なる距離の計測についても実施してまいりました。また、大会運営につきましては、安全配慮についても事前に点検を行っているところであります。

令和7年度大会を実施した際、参加者の中に障害者の方もおられました。あいにく参加部門に障害者に配慮したコースは設定していなかったため、通常の2.5キロコースで参加していただきましたが、距離が長かったので最後まで走ることが難しい状況でありました。

そこで、河合町総合型地域スポーツクラブ加入団体の陸上クラブのK a w a i 走愛R Cの指導者と協議させていただいたところ、K a w a i 走愛R Cには、運営ノウハウや運営スタッフ、保護者の方だとか、OBの方がそろっておりますので、障害者の方が参加できるマラソン大会の運営実績も備えているということもありまして、今回の令和8年度大会につきましては、河合町の総合型地域スポーツクラブに主催を移行しまして、大会の主管をK a w a i 走愛R Cをお願いすることで進めているというところであります。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） ただいま吉川課長からありましたとおり、当日、やはり障害をお持ちの方で、なかなか最後まで完走できなかった方がおられるというところで、吉川課長をはじめ、K a w a i 走愛のリーダー、監督が、来年は1人残さずきっちりと完走していただけるような、そして楽しんでいただけるような企画に絶対するぞという形で、あのときにすごくみんな意気投合しておっしゃっていたのが、今回しっかりと形にして事業に転換されているところというのは、すごく私も感銘を受けております。

今課長のおっしゃってございましたパラエンジョイランにつきまして、年齢とか障害とかにも関係なく、スポーツを通じてみんなでつながっていく、スポーツをみんなで楽しむ、そして、交流を深めていくというところに重きを置いてされていると思うんですけれども。このパラエンジョイランにつきまして、誰もが参加できる大会づくりの大きな一歩だと感じておるんですけれども、この創設に至った経緯、先ほども走愛の皆さんのちょっとご協力であったり、関係団体の協力等もあると思うんですけれども、改めて、このパラエンジョイランの部門を創設されたことについて、説明していただきたいと思います。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） パラエンジョイランについてということであります。

今年度の大会から障害者も参加していただけるという大会にしています。ただし、この競技性を重視するのではなくて、あくまでもイベントに参加してもらって、楽しんでいただくことを目的としております。

大会、先ほども言わせてもらったんですけれども、主管するK a w a i 走愛R Cの方々やスポーツ少年団の皆様方が協議をしながら、受入れ体制を整える準備を今現在しているところであります。

障害のある方もない方も、互いに支え合いまして、地域で生き生きと明るく豊かにしている社会を目指すノーマライゼーションの理念に基づきまして、障害のあるなしにかかわらず、共にスポーツを楽しむノーマライゼーションを実践する大会といたしまして、パラエンジョイランの部として実施することとしております。

また、パラエンジョイランの部は、身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳をお持ちの方と介助者1名がグラウンド内を1周するコースとしております。なお、オープン参加のため、順位だとかタイム計測は行わないといったところです。

以上です。

○1 番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1 番（杵本貴司） パラエンジョイランにつきましては、競技性を重視することというよりも、むしろみんなで楽しく完走して、充実感、達成感、そしてまたスポーツに対する興味、関心を高めていこうというような思いで企画されていたということで、今年、非常にこれも実績等目玉になってくるかなと考えております。

そこであわせて、当然子供から高齢者、そして障害者の方々が参加するようなイベントにしっかりと設定してくださっているんですけども、子供たちの参加、去年も野球、フレンズの子供さんたちとか、河合F Cのお子さん、そして陸上やっている方々、たくさんの参加をしていただいたんですけども、今後も子供たちがこの陸上大会に、マラソン大会に参加したいというような裾野をどんどん広げていって、次世代の参加を担っていくような大会に広げていきたいなという思いは十分、課長のほうも思っておられるかなとは思っております。

そこで、子供たち、そしてその子供たちの親御さんたちもできたら参加してもらおうような環境づくりについて、何かちょっと企画とか方針づけとか、もし考えておられるところがあれば教えていただきたいと思います。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 昨年同様なんですけれども、スポーツ協会主催で実施してきました親子マラソンというの、引き続き実施をさせていただきます。これは、当日来場された就学前のお子様も参加できるよう、親子マラソンの部として実施するものであります。

これにつきましても、パラエンジョイランの部と同様、親子が手をつないで、グラウンド内を1周するコースとしております。オープン参加のため、順位とタイム計測は行いません。競技性を重視するのではなくて、あくまでも来場された小さなお子様も大会を楽しんでいただくことを目的として行うもので、事前申込みも不要でありまして、大会当日希望者であれば参加可能としているところであります。

以上です。

○1 番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1 番（杵本貴司） そうですね。大会を通じて、特に子供たちにとっても楽しめるようなイ

ベントのために、スポーツの楽しさとか、家族と共に、お父さんお母さんと共に、運動場を1周走りたいというような企画もしながら、子供も含めて誰もが楽しめるようなイベントにしてくださっているとは思いますが。

特に去年とかやったら、子供たちが走っているときに、吉川課長が何かDJ役になって、大会全体を盛り上げるような、そういうちょっとにぎやかshをやってくれはったんがすごく大会の印象づけて、住民の方々もすごく盛り上がって、喜んでおられたようなところの光景が本当に鮮明に思い出されます。

それがやっぱり河合町らしいおもてなしというんですかね、大会に来てくださった方々をしっかりとおもてなして、みんなに河合町っていいところやな、もう一回行きたいなというところを感じて帰ってもらうという、そこまで、やはり職員の皆さんも配慮しながら動いてくださっていたんだなというのを改めて感じております。

そこで、一番大会の運営について重要になってくるのが、やはり当日のボランティアさん、そして地域住民の皆様の協力、力が欠かせないと思うんですけれども、その辺、行政としたら、よりちょっと今年は300人から600人という形で参加者も増やしていくというような、大きなちょっと目標を掲げておられるんですけれども、その辺でボランティア、また協力スタッフの関わりというところでは、どのような形でこれからちょっと確保していこうというような思いでおられますか。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） ボランティアについてであります。

令和8年度大会は、河合町総合型地域スポーツクラブの運営委員の皆様やK a w a i 走愛RCからも令和8年度大会から大会を主催していただくことでご了承いただき、また、河合町のスポーツ少年団からも大会の運営に協力、賛同いただくことができました。

このようなことから、今年度開催する大会につきましては、運営に関わってくださる地域住民の皆様方を中心にいたしまして、行政と共同で大会の企画、運営を今現在進めているところであります。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 町が掲げる健康づくり、そして、観光振興の観点からも多くの方に選ば

れるような大会で居続ける、そういったような目標をこれからもボランティアの皆様、そして行政、そして、参加される方々と共に考えていくというような姿勢も大切かなと思うんですけれども。

そのような中、全国で評価されている大会の多くは、やっぱり大会へのリピーター、これの率が非常に高いというような実績も出ておりますが、このリピーターの参加者の方々の獲得というところでは、今もう既に打っている手段、方針等ございましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育振興部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

まず、早期に、12月6日に開催する旨のポスター等を作成して周知を行いたいと考えております。昨年参加いただいた陸上クラブ等にも早いうちからお声がけをさせていただいて、さらに参加者を募ってまいりたいと考えております。またSNSでの周知、また他市町村につきましてもチラシの配布を行いまして、次のイベントの開催時においてもPRの協力を図ってまいりたいと考えております。

また、参加者を募るのはもちろんではございますが、こちら運営側といたしましても、継続的な開催を目指し、補助金の申請であったり、協賛金を募っていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） リピーターが増えてくるというのは、やっぱり河合町のファンがどんどん増えてきているというところにもつながってくると思うんですけれども、魅力ある大会運営をしっかりと継続していくためには、やはり安定した運営体制、そして、財源の確保ということも併せて重要になってくると思うんですけれども。

今回の大会では、企業版ふるさと納税の活用を生かして、企業からご寄附をいただいているというようなお話を伺っておりますが、この企業版ふるさと納税を活用することになった経緯や目的、そして、企業から何か期待するようなお声をいただいていたら、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育振興部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

令和7年度スポーツ協会主催のマラソン大会に協賛いただいた企業様につきましても、引き続き令和8年度大会も協賛依頼のほうの協議を進めていると。同時に、新たに協賛企業のほうも模索しているという状況でございます。

しかし、企業様も河合町に対しての協賛金を支援することは理解いただけるものの、河合町以外の団体が主催する大会に協賛金を支援することにつきましては、社内調整が難しいといった声をいただいております。

そこで、河合町総合型地域スポーツクラブと協議をいたしまして、河合町、河合町教育委員会の3者の共催といたしまして、協賛金の受入れにつきましては町が行い、また、大会の運営につきましてはK a w a i 走愛RCの方々をお願いをして、令和8年度大会を実施するという運びでございます。

なお、皆様方もご承知のとおり、株式会社森本組様からは、既に大会運営用の大型備品を購入する費用といたしまして、企業版ふるさと納税でご支援を賜ったというところでございます。

以上でございます。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） やはり、企業の皆さんからしたら、昨年の100人ぐらい大会から一気に300人ぐらいになったと。大会の構成も馬見丘陵公園を入れたり、たくさんのボランティアを入れたり、いろんな関係機関の方々に本当にきめ細やかな配慮をしながら、たくさんの呼びかけを行っているような、スポーツ協会をはじめ、走愛さん、そしてサッカークラブとか、あとは野球やっている少年団の方々を含め、行政職員さんのそういう一生懸命汗を流しはる姿を見て、やはり河合町がこれから伸びていく、この大会が伸びていくというような思いの下、寄附をくださっているかなと思いますので、その期待にしっかりと応えていけるような、これから大会に向けてのスケジュールなり、計画ラインをつくっていく必要性は考えておるんですけれども。

一方で、スポーツの振興というだけではなく、特に今企業からのふるさと納税もあったとおり、企業や地域との連携を通じて、町のにぎわいや活力を生み出すような大きな可能性もこの大会には秘めておると思います。

特に、去年参加者は300人ぐらいでしたが、その保護者や応援団、そして関係スタッフも

入れると、本当に500人、600人になっていたと思います。今年度目標が600人、去年の倍ということなんで、計画どおりにいくと、いろんな関係者を入れると1,000人以上の方々が当日お越しいただけるような大きな大きな大会になってくるとは思うんですけども。

その来られた方々にも、陸上を通じての楽しみだけではなく、そこに来て河合町の何か特産であったり、河合町の何か出展ブースであったり、そして河合町のことを魅力発信できるようなブース等を作りながら、大会に参加するだけではなく、河合町のよさを知って帰ってもらうようなブース企画もあってもいいかなと思うんですけども。そのことに関して何か企画等あれば教えていただきたいと思います。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

町外からの参加者が多く見込まれるということが考えられます。公共交通機関の利用に伴いまして、池部駅前周辺の活性化にもつながるものではないかと考えております。また、地域のにぎわいづくりとなるイベントなど、町のPRブースを設定いたしまして、町の魅力を大会参加者に体験してもらうことで、リピーターや召喚による波及効果も期待ができるというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） それでは最後に、昨年は森川町長のほうも大会に足を運んでいただき、この大会に来てくださった方々の笑顔を見たり、いろいろお声をいただいたり、また、共にいろんな応援をされていたりというところで、いろいろ僕も拝見しているんですけども。

この今年の河合マラソンにかける、ちょっと町長の意気込みですとか、今後こういう大会にしていきたいというような思いを聞かせていただきたいと思います。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 杵本議員のご質問にお答えします。

本大会は、本当に去年多くの方に参加していただきました。また、今回からその体制をまづ一新して、スポーツの担当者であります走愛さんをはじめ、教育委員会、また河合町、また多くの企業の皆さんからふるさと納税をいただいて開催することができると思います。

本当にこれから多くの来場者が見込まれておりますが、そのためには町全体で町の魅力を発信するなど考慮しながら、マラソンに参加するランナーだけでなく、河合町に来町される観客や、またマラソンに参加されるランナー、また地域住民の方々も楽しめるスポーツイベントとして開催をいたします。

これらを実現することで河合町が活気に満ちあふれ、親しみがある町として認知されるよう費用対効果を含め、大会のバージョンアップなど活性化に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 最後に、私自身はこのマラソン大会は単なるスポーツイベントではなく、本当に町のにぎわいをつくる多くの可能性を持っているイベントだと考えております。この大会で河合町の魅力や財産を町内外へしっかりと発信し、多くの方に愛され、そして河合町のファンを増やしていく、そのシンボルとなるような事業、そしてモデルとなるような事業に今後拡大していくことを本当に切に願っております。

私自身は、また今年マラソン大会、体調を整えてしっかりと参加させていただいて、私も盛り上げていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（疋田俊文） これにて杵本貴司議員の質問を終結いたします。

午前中の一般質問の審議はこれで終結いたします。

昼1時10分から再開いたします。

議長交代を昼からさせていただきます。

休憩 午前11時17分

再開 午後 1時10分

○副議長（岡田康則） 再開します。本日の一般質問は録画配信を実施いたしております。

その際、傍聴者も作成映像に入る場合がございます。ご了承願います。

◇ 大 西 孝 幸

○副議長（岡田康則） それでは、3番目に、大西孝幸議員、登壇の上質問願います。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 大西議員。

（9番 大西孝幸 登壇）

○9番（大西孝幸） 議席番号9番、大西孝幸が通告書に基づき質問いたします。

2点質問します。

1点目、心の交流センターの外壁について。

この外壁については、以前、他の議員さんから質問されています。いまだに改善されていません。なぜ改善されないのでしょうか、見解をお聞きます。

2番目に、佐味田川駅に隣接する駐輪場のトイレについて。

このトイレは以前から一部使用できない状態が続いています。全体的に汚れているように思います。改善される予定はありますか、見解をお聞きます。

再質問は、自席にて行いたいと思います。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 私のほうからですけど、心の交流センターの外壁について答弁させていただきます。

心の交流センターの外壁について、現時点での外壁塗装の実施は費用対効果の観点から最良の方法ではないものと考え、外壁塗装を実施しないものでございます。建物改修については、今後も適切に検討してまいります。

以上です。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） それでは、私より2つ目のご質問である佐味田川駅に隣接するトイレの改善等に関してお答えいたします。

昨年8月に施設利用者の方から小便器が故障しているとの通報を受け、確認を行ったところ、箇所の特定には至りませんでしたが、給水管で漏水していることが判明いたしました。復旧に向け原因調査と修繕方法の検討を進めておりましたが、修繕内容によっては一定の費

用を要することから、今年度において予算措置を行った上で修繕工事を実施する計画としており、トイレのご利用を休止しておりました。その間におきましては、貼り紙やバリケードの設置により利用休止を周知しておりましたが、一部において利用されていたことが確認され、結果、施設の衛生管理上において問題が生じておりました。

なお、本年の5月に漏水調査と修繕工事を完了し、現在のご利用を再開しております。

以上となります。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 大西議員。

○9番（大西孝幸） それでは、1問目のところから再質問させていただきます。

以前、当該建物の外壁塗装については、アスベストが含まれている可能性があるとの以前答弁が、教育部局からと記憶しています、そのために改善が進まないのでしょうか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 古谷福祉課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） アスベストの有無で改善が進まないものではなく、あくまで費用対効果の面であると考えております。

なお、外壁塗装についてアスベスト含有検査を行ったものではございませんが、令和7年度に実施したトイレの緊急改修工事を行った際には、アスベストは未含有でございました。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 分かりました。

アスベストが原因ではなく、費用対効果というか費用が問題やということですね。

心の交流センターを建て替えもしくは改修した場合、どれぐらいの費用、概算で分かるんですしたら、建て替えも含めてお願いします。

○住民福祉課長（古谷真孝） 議長。

○副議長（岡田康則） 古谷住民福祉課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 60年間の維持改修費用を含めて試算した場合、スケルトン方式でリフォームした場合の費用約4億5,000万円に対し、新築した場合、建築及び維持費が4億円であると試算してございます。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 大西議員。

○9番（大西孝幸） かなりの費用がかかるということは初めて知りました。

この部分で建て替えの部分に関しては、国庫補助70%、多分適用されると思います。そういうことも含めて、今後総合的に判断して、なるべく早く検討していただいて環境のよい施設にさせていただきたいというように思います。

この件は、これで終わります。

続きまして、2問目のトイレの件。

予算措置して原状回復されたとの答弁が今ありました。修理も直って使えるようになっていますが、ちょっと再質問させていただきます。

駅前広場の配置されたトイレは、鉄道の利用者の利便性の確保やニーズに対応できるように設置されているものと考えます。

一方で、駅前は町の顔である施設が適切に管理していないと、町のイメージダウンにつながるのではないかと考えています。

トイレの適正管理についてどのように考えていますか。また、課題があれば教えていただけますか。

○都市計画課長（杵本幸史） はい。

○副議長（岡田康則） 杵本都市計画課長。

○都市計画課長（杵本幸史） 私のほうからトイレの適正管理についての考え方と課題についてお答えさせていただきます。

施設の維持管理においては清潔さ、安心安全、機能維持を確保することが基本と考えております。

課題といたしましては、24時間不特定多数の利用や屋外特有の砂ぼこり、雨水の侵入、虫の発生、排管等の劣化など物理的な負担が大きい点と、トイレは死角になりやすく、汚損行為や犯罪の発生リスクを伴う点で、他の公共施設のトイレと比べて維持管理が難しいのは課題と考えております。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 大西議員。

○9番（大西孝幸） ありがとうございます。

私も衛生管理と防犯対策、そして安全性の確保が重要だと考えています。

そこで、2点質問します。

トイレの清掃頻度はどのくらいですか。また、トイレの防犯対策は図られていますか。

○都市計画課長（杵本幸史） はい。

○副議長（岡田康則） 杵本都市計画課長。

○都市計画課長（杵本幸史） 清掃につきましては、委託により週1回の頻度で行っております。

防犯対策につきましては、汚損行為に対する警告表示のみとなっております。

以上です。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 大西議員。

○9番（大西孝幸） トイレの清掃について再度質問します。

トイレの清掃は週1回されているということですが、その間にトイレが汚れたり故障した場合、どのように対応されますか。

○都市計画課長（杵本幸史） はい。

○副議長（岡田康則） 杵本都市計画課長。

○都市計画課長（杵本幸史） 軽度な汚れや簡易な補修につきましては、職員で対応しているところでございます。

職員で対応できない汚れや故障につきましては、委託にして対応しているところです。

以上です。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 防犯対策について再度質問します。

先ほど答弁いただいたとおり、公園等のトイレは24時間不特定多数の利用者に加え、死角になりやすい状況にあります。

管理されているトイレ周辺には照明は設置されていますか。また、防犯カメラは設置されているのでしょうか。

○都市計画課長（杵本幸史） はい。

○副議長（岡田康則） 杵本都市計画課長。

○都市計画課長（杵本幸史） 公園等の施設内でトイレを照らすように設置されました照明はございません。また、防犯カメラの設置もございません。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 防犯カメラ設置には、プライバシーには配慮すべきだとは思っています。死角になりやすい閉鎖空間での犯罪や迷惑行為、施設の破壊行為など、防犯カメラの存在を明示することによって抑制することができます。利用者が安全に安心して利用できる環境を確保するものと考えます。万が一周辺で事件やトラブルが発生した場合は、保存されたデータが客観的証拠となり、迅速な解決につながるものと考えています。

さらに防犯カメラの設置により破壊行為を防止することで、施設の修繕費用が削減でき、トイレ内も清潔に保てるのではないかと考えています。限られた予算と人員で日々施設の維持管理に努めておられるとは思っていますが、防犯カメラ等の活用も検討いただき、負担の軽減を図りながら適切な維持管理に努めていただければと考えています。

昨日、私、そのトイレ見に行かせてもらいました。ちょっと感じたことがあります。便器等ちょっと黒く黄ばんでいて、せっかく使えるようになっているにもかかわらず、ちょっと汚れているのかなという印象です。そして、手洗いの鏡、せっかく鏡があるんですけども、その鏡も結構、劣化していて、その辺もちょっと印象がよくないかなと思っていますので、今後、要はトイレの管理は適切に行っていただきたいと思います。

この件について、私のところに言ってこられた方がおまして、その方の言わはったことをちょっと言わしてもらいます。駅前の広場のトイレは、さっきも言いましたけれども、町の顔でイメージがあるやろと、どんな管理の仕方しているんやということであきれておられました、その方は。

今後、そういうこともあるんで、町のイメージも関わるんで、そこはここだけと違って、公園等公のトイレもきれいにしていただきたいというように思っております。

以上で私の質問を終わります。

○副議長（岡田康則） これにて大西孝幸議員の質問を終結いたします。

◇ 坂 本 博 道

○副議長（岡田康則） 続きまして、4番目に、坂本博道議員、登壇の上質問願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

（6番 坂本博道 登壇）

○6番（坂本博道） 議席番号6番、坂本博道です。質問通告書に基づき大きく3点について質問します。

第1に、総合計画と子育て支援について。

河合町総合計画が策定され、2年目に入ります。中でも子育て支援施策は計画の土台である人口目標達成、生き生きとしたまちづくりのためにも最重点課題です。

総合計画に記載されている転入者アンケートで「子育てしやすいまちづくり」を選んだ人はゼロでした。この間、住民や自治会などの要望も受けて、国の制度として前進している施策もあります。

河合町として、子育て支援のための各部横断的できめ細かな施策、国や周辺自治体より少しでも先を行く施策の充実を総合計画の具体化として計画的に進めることが必要ではないかという観点で、以下の質問をします。

1、総合計画の推進は基本構想、基本計画の基に3年間の計画期間とする実施計画を毎年ローリング方式により策定するとなっていますが、現時点での実施計画というのはどうなっているのでしょうか。

2、本町の子育て支援施策、国の施策について、以下の点はどうなっているか、伺います。

1) 本町の子育て施策の重点、国や周辺自治体の施策より先行及び充実している施策など、どのように自己評価しているのでしょうか。

2) 本町及び国の以下の施策についての到達点及び今後の方向などについて、どのように評価し、対応をしていますか。

- ① 保育所・学童保育の待機児童の状況。②小学校、中学校における少人数学級の実現。
③学校給食及び就学前の給食無償化の実現。④国民健康保険税の子供の均等割免除の状況。
⑤子供の医療費の窓口負担の状況。

(3) 今後の取組について伺います。

子育て支援の施策を福祉、教育、医療などを横断的に、計画的に取り組む必要があります。その中でも、国の施策の動向なども踏まえ、以下の点について少し先を行く施策として検討してはどうでしょうか。また、実現のための費用など、試算できるものは、それらも含めて質問します。

①働きながら河合町内で子供を産み育てる条件として、保育所・学童保育の待機児童はつからない。特に学童は町内施設の活用を充実させること。②少人数学級は、当面、中学校3年生まで35人学級を先行的に進める。また、新学期の生徒も含め、30人以下学級の実現の具

体化。③学校給食無償を中学校まで先行的に進める。また、就学前の子供たちの食の支援を継続する。④国保税の均等割は、当面15歳までは全額免除する。⑤中学生までの子ども医療費窓口負担を全額ゼロにする。

第2に、文化会館の早期再開について。

文化会館の再開について、3月定例会で森川町長のまほろばホールを存続させるための方法を考え、令和8年度中に方向を示すの答弁を踏まえながら、検討の進捗状況、今後の方向性について質問します。

1、再開に向けた検討状況はどうなっていますか。

方向を示す具体的な中身、事項はどのように考えていますか。その中で、必ず再開するかどうかを明確にすること。再開するとすれば、その時期。再開させるために行う修繕と時期の決定に関して総合的に判断した根拠、財源の考え方などは明確にするべきと思うが、どう思われておりますか。

2、再開までに必要な修繕等は非常電源管理以外に、具体的にどのような工事を必要と検討していますか。その費用額はどのように見えていますか。

3、総合的に判断するために検討対象となる他の公共事業は、具体的にどのような事業を想定していますか。

4、令和8年度中に再開の方向性を決めても、実際の事業は令和9年度以降になれば、次期新町長の任期になります。やむを得ない事情とはいえ、休館を決定した森川町長として住民への責任を果たすために任期中に再開に向けた具体的な事業に着手して、継続事業とするような、そういうお考えはあるでしょうか。

第3に、財政運営について。

現在の河合町財政健全化計画は、令和8年度が最終年度となります。財政運営の現状と今後の取組について質問します。

1、現在の財政状況、県との協定書に基づく数値目標の到達状況などをどのように評価していますか。また、今後の財政健全化計画の見直しはどのように考えていますか。

2、令和8年5月末、令和7年度予算の出納閉鎖時点で決算額、前の決算確定前ではありますが、財政調整基金からの繰入状況はどうなっていますか。また、残高は幾らになっていますか。

3、令和8年度予算で財政調整基金を取り崩し、地方債3億5,000万円の繰上償還を予定しております。改めて金利動向や効果額など、その理由を説明してください。

4、今後5年間で予定している投資事業、1億円以上を示してください。

再質問は自席にて行います。

○副町長（松山善之） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 松山副町長。

○副町長（松山善之） それでは、坂本議員の質問のうち、3番の財政面についての1つ目、現在の財政状況についての評価と今後の見通しについて、私のほうからご答弁させていただきます。

まずは、客観的な状況についてご説明をさせていただきます。

県と河合町が令和5年8月23日に締結をいたしました職員の派遣に関する協定書、これは前、佐藤副町長の派遣に関しまして、それに先立って締結されたものでありますが、この中で、各年度において実質公債費比率は18%を下回ること、また、将来負担比率は財政健全化計画から5%下回ること及び令和8年度の経常収支比率は97.2%を下回ること、この3つが条件とされておりました。

対象となっております財政指標のうち、決算が確定をしております令和5年度と6年度の指標についてご説明をいたします。

まず、実質公債費比率につきましては、令和5年度では14.8%、令和6年度では16.1%となっており、いずれも18%を下回っております。また、将来負担比率は令和5年度では140.8%で計画よりも26%下回り、令和6年度では145.1%で計画より40.9%下回っております。

このように、現時点では協定の内容を達成しているものでございます。また、先ほども申し上げましたが、経常収支比率につきましては、あくまで令和8年度が目標となっております。これは毎年度増減するものでありますので、こちらについての達成状況については、現時点では判断できません。

さて、評価というお問合せではございますが、4月に副町長に就任させていただきました私の所感、所見という意味でお答えをさせていただきます。

この間、河合町におきましては、一般財源の規模を表す標準財政規模がほぼ横ばいの中で、財政調整基金の規模を維持しつつ、さらに、公民館の整備や内水対策などの大規模投資につきましても、必要な投資は継続をしながら地方債の繰上償還を実施してこられました。このことにつきましては、歳出の徹底的な見直しと選択と集中を実施しながら、住民サービスへの投資も継続するという難しい作業を進められた結果であり、財政健全化は着実に進展して

いるものと考えております。

しかしながら、現在の財政状況は依然として厳しい状況であると認識しております。今後も地方債の発行を調整し、経常的な支出の抑制や財源の確保を行うことで、住民サービスへの投資とバランスを図りながら財政健全化への取組を継続していく必要があると考えております。

財政健全化計画の改定につきましては、令和7年度の決算分析が確定した後に、奈良県との調整などを踏まえて見直しを行っていくこととなりますが、これまでの取組を継続し、進化、これは深掘りですね、継続進化させるために新たに重点的に進める案件など、調整を今後も進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。ご質問ありがとうございました。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） それでは、私から1点目にご質問いただいております総合計画と子育て支援についてというご質問の中の総合計画に基づく実施計画の状況の部分についてお答えいたします。

総合計画につきましては、令和7年度4月に策定し、現在、基本構想及び基本計画に基づき各施策の推進を行っておるところでございます。

基づく実施計画につきましては、令和8年度予算、令和8年度における主な施策の概要に記載されております各施策を基本といたしまして、今後、目標設定を含めた実施計画として策定しようと考えておるところでございます。策定後は個別施設の評価、それに伴う改善といったプロセスを踏みながら総合計画のさらなる推進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、大きな3点目としてご質問いただいております財政運営についてという部分の副町長が述べられた答弁以外の部分について、私のほうからお答え申し上げます。

まず、2番目にご質問いただいております財政調整基金からの繰入れ状況と残高というところでございますが、速報値を基に答弁いたしますが、令和7年度予算では一般会計への繰入れというものはございませんでした。したがって、残高は約9億6,000万円を維持しております。

次に、3点目のご質問でございます。8年度に行う繰上償還の理由というところでございますが、繰上償還につきましては、今年中に利率の更新が行われます地方債約3億5,000万

円を返済しようとするものでございます。これは金利が借入れ当時から大きく上昇している状況から更新した場合に利息の総額が約4,000万円程度増加すると試算いたしまして、更新せずに返済することが将来の負担軽減に大きく影響すると判断したためでございます。

次に、4点目のご質問、今後5年間で予定している1億円以上の投資的事業についてでございますが、こちらにつきましては、大きな2点目としてご質問いただいております文化会館の早期再開についてのうち、その中の3つ目のご質問である総合的に判断するために、検討対象となる他の公共事業は具体的にどのような事業かというご質問に対する答弁も同様になりますので、私のほうから併せてお答えを差し上げます。

昨年12月に公表いたしました財政見通しに計上している事業といたしましては、緊急内水対策事業、公営住宅等の長寿命化工事、道路橋梁長寿命化事業、小中学校屋内運動場空調設置工事、第二小学校給食棟新設工事、第二中学校外部改修工事、以上でございます。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 私のほうからは、総合計画と子育て支援についての（2）の本町の子育て支援策、国の施策についてと、（3）の今後の取組についてというところで答弁させていただきます。

（2）の1、本町の子育て施策の重点、周辺自治体で先行・充実している施策など、どのように自己評価しているかについてですが、令和7年度から学童保育の運営を委託し、入退室管理システムの導入や現場の教室、着ぐるみ人形劇などのイベントを実施しております。また、令和6年度から電子母子手帳を導入し、ベビーマッサージや親子ヨガの子育てイベント情報をプッシュ通知で提供するなど、周辺自治体と比較しても特色のある取組を進めております。保護者の皆様からも喜びの声をいただいております。

続きまして、本町及び国の以下の施策についての到達点及び今後の方向など、どのように評価し、対応しているかについてですが、①番の保育所・こども園の待機児童についての質問なんですけれども、保育所・こども園の待機児童はいません。学童保育では9名の待機児童がいます。7月からの夏季休業期間に関しては、学校から教室を借りることができ、この9名を優先して追加募集も実施していく予定でございます。

③の就学前の給食無償化の取組につきましては、自宅保育されている方もいらっしゃいますので、現在のほうは考えてはおりません。

④国民健康保険税の子供の均等割の免除の状況についてですが、現在は未就学の子供の均

等割保険税について公費で5割減額する仕組みとなっております。本件減額につきましては、令和9年度から高校世代まで拡充される予定となっております。

⑤子供の医療費の窓口負担の状況についてですが、通院は1医療機関ごとに月500円、2週間未満の入院は1医療機関ごとに月500円、2週間を超える入院は月1,000円という形でさせていただいております。通院については、奈良県基準を一部緩和した形で実施しております。

3番の今後の取組ということで、①番、保育所・学童保育の待機児童をつくらないですが、保育所の待機児童はいません。今後、まず私立を含む町内施設でしっかり受入れができるように体制を整え、保護者の意向に応じて町外保育所入所の調整もしっかり対応してまいります。

学童保育については、利用ニーズの増加や多様化を踏まえ、町内施設の活用も含め受入れ環境の充実について検討を行っておりますが、学校施設の普及につきましては、児童の安全確保や学校運営との調整など、様々な課題がございます。そのため、学校とも十分に協議を重ねながら、引き続き可能な受入れ体制の確保に努めてまいります。

③番の就学前の子供たちの食の支援を継続するについてですが、乳幼児期における食育は、子供たちの健やかな成長や基本的な生活習慣の形成にとって大変重要であると認識しております。本町では令和8年度において物価高騰対応支援、重点支援地方創生臨時交付金を活用し、未就学児1人当たり2万7,000円を支給する乳幼児食育支援事業を実施しております。こちらにつきましては約1,200万円の財源が必要となります。

④番、国保の均等割は、当面15歳までは全額免除することについてでございますが、これについて実施した場合約340万円の財源が必要と試算しております。

なお、奈良県では全市町村が足並みをそろえ、令和6年度の保険税率統一を達成しておりますので、河合町が単独で免除を行うということはできません。

⑤番、18歳までの子ども医療費窓口負担全額ゼロにするについてでございますが、本件については継続的に検討を重ねております。なお、仮に18歳までの子供の医療費窓口負担を全額ゼロにした場合、約1,100万円の財源が必要であると見込んでおります。

なお、一部負担金の全撤廃は医療費全体の波及増を招くものであるため、医療費適正化の観点からも一部負担金は奈良県が示す基準に基づきご負担いただくべきものであると考えております。

以上です。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○副議長（岡田康則） 中尾教育振興部長。

○教育振興部長（中尾勝人） 私のほうから1つ目、総合計画と子育て支援についての小学校・中学校における少人数学級の実施と学校給食の給食無償化の実施についてお答えをさせていただきます。

少人数学級の実施につきましては、小学校ではきめ細やかな指導を行うため、町独自の特別支援入級者を含めた形で少人数学級を既に実施しており、一人一人に寄り添った教育体制を確保しているところでございます。

中学校につきましては、令和8年度1年生から段階的に35人学級となりましたが、小学校と同じような町独自の特別支援入級者を含めた形で少人数学級としては、実施ができていない状況でございます。中学校につきましては、教科担任制であるため、学級を増やすためには多くの教職員が必要となります。全国及び本町における深刻な教職員不足の状況下ですので、指導体制を維持するための人員確保が極めて厳しく、少人数学級を進めていくのは難しい状況でございます。中学校での実施につきましては、教職員確保という課題がございますが、今後も国・県の動向を注視していきたいと考えております。

次に、学校給食の無償化、負担軽減についてですが、小学校の給食につきましては、令和8年度において1人当たり月額5,200円の給食費負担軽減交付金が交付されております。これにより限られた予算の範囲内でございますが、栄養バランスへの配慮や地産地消の推進、安価な食材の確保、さらには献立の工夫を凝らし、安心安全でおいしい給食を提供しているところでございます。

次に、中学校の給食費につきましては、さきの1月臨時議会におきまして、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、給食費の半額負担軽減及び高騰対策分をご承認いただいたところでございます。

本町独自の給食費負担軽減対策につきましては、引き続き小学校と同様に、国に対して学校給食無償化の要望を行いながら本町の財政状況や物価高騰の影響なども踏まえ、総合的に考えていきたいと考えております。

次に、2つ目の文化会館の早期再開についてお答えさせていただきます。

1つ目の再開に向けた検討状況につきましては、令和8年3月議会の一般質問において、令和8年度中に方向をお示しさせていただき答弁をさせていただきました。

現在、方向性を示すための非常用発電機の更新、電気設備、舞台設備、空調機器の劣化も

含めて総合的に検討し、検討を深めているところでございます。

2つ目の非常用発電機以外に具体的にどのような工事を検討しているのかにつきましては、非常用発電機以外にも電源設備の改修、舞台設備の改修、空調機の改修で再開までに必要な工事費用といたしましては、約6億円程度が必要となります。

4つ目、再開に向けた具体的な事業に着手して継続事業とする考えにつきましては、再開に向けて検討を進めているところですが、現在有利な財源がない状況の中で、非常用発電機の更新や安全面を考慮した設備等のメンテナンスについても精査し、検討を深めているところでございます。消防法で設置義務がある非常用発電機等を修繕して再開を目指すのか、文化会館大規模改修工事、概算にはなりますが、約16億円を町全体で総合的に判断して、計画的に進めていくのか、今年度中に方向性を示してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 多面的な質問でしたが、回答ありがとうございます。

そして、順次再質問したいと思います。また、ちょっと抜けていたんではないかと思われる点、そこでまた聞きたいと思います。

1つは、総合計画そのものの推進ということですがけれども、確かに去年、設置するときに、基本構想、それから基本計画ありながら、実施計画というふうに言われていて、これ実施計画がないと、なかなか分かりにくいのではないかという議論はかなりあったように思います。

その上で、実施計画についても昨年のときも一応予算の中でというようなことだったので、令和7年度分の実施計画としては、早急に策定するというような認識だったんですけれども、先ほどの答弁でいえば、令和8年度分については、主要な施策のところの、いわば項目に基づいておるということなんですけれども、そういうことでしょうか。令和7年は、もう実施計画なかったということでもいいのでしょうか。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 林政策課調整課長。

○政策調整課長（林 嘉明） お答えさせていただきます。

実施計画ですけれども、基本的には、これ、各課の主要な施策に基づいてつくられるものと認識しておりますので、実施計画という名前のものはできてはございませんけれども、そ

れに基づいて各施策を進めているところでございます。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○副議長（岡田康則） はい。

○6番（坂本博道） それにしたら、ここでも毎年ローリング方式により、いわば見直しなど書いておりますから、令和7年度分も、ですから今年のところでローリング方式ということで、いわばチェックをして令和8年に向かうと。向かうというか、そういうふう認識すべきやないかと思うんですが、ちょっとその辺はどういうふうに具体的には進めるんでしょうか。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 松本財政課長。

○財政課長（松本武彦） 7年度の事業についてというところでございます。

7年度、今ちょうど決算を迎えたところでございます。これから決算書の調整にかかるところでございますが、その際にも主要施策の成果というものを提示させていただくという予定をしております。このときに、この政策体系を適用した形でご報告させていただけたらというふうに思っております。

○6番（坂本博道） 議長。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 確かにそのような形で決算のチェックにも関わるようなことやと思うので、できましたら、今言われていた内容とは同じかもしれませんが、今出ている基本構想・基本計画の下で主要な施策のところに、いわば6つの分野と27の項目という形があります。それを例えば6つの分野と27の項目で集めて、それでのいわば施策としての内容と予算とかという形で整理すると、それがどうだったかというふうに目につきやすいように思うので、できましたらそのように、令和8年分も含めてしてもらったらどうかと思いますが、どうでしょうか。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 松本財政課長。

○財政課長（松本武彦） はい、すみません。

まず、この主要な作成の方法につきましては、まずは、これまでどおりの部分でというふうにさせていただけたらとは、まず思っております。要は款別であつたりとかという決算書

と同じページでめくっていただけるようなところというのを考えているところでございます。

議員お述べの政策別の統計、集計、また分析というようなところにつきましては、別途で分析用の資料というところにつくっていかうというところを今考えているところでございます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ぜひそういう意味で、総合計画に基づいて実施計画としては、こういうふうな内容なんだと。それについてはどうだったかというようなチェックのポイントにできるような方法をぜひ進めてほしいなと思うので、また今後見たいと思っております。

同時に、チェックというPDCAサイクルを回すということですが、チェックという際については、ぜひ、先ほども出ましたが、自治基本条例なども含めて、その施策だけじゃなくて、それぞれの分野として、どういうふうに取り組んだかというような視点も含めて、やっぱり必要があるんじゃないか。例えば今回、地域振興券のほうで、例えば5月末までには配布しようとしながらも、いろんな諸般の事情があって、できずに6月に入ってしまった。そういうことが例えば住民からの信頼にも関わるといようなことになるときに、そういうことを繰り返さないというような視点も含めて、各事業の評価については、ぜひそういう視点も含めて入れてほしいなと思うところですが、どうでしょうか。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 林政策課調整課長。

○政策調整課長（林 嘉明） 今いただきましたご指摘のことも踏まえまして、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

○6番（坂本博道） その上で、総合計画の関係で子育て支援の関係も含めてにちょっと入りたいと思うんですが、総合計画の取組の成果という点では、一番やっぱり目標を人口として基本計画の10年後の目標年度である令和6年度に1万5,000人と設定して、それを土台にしながらいろんな施策を進めていくというようになっているんじゃないかなと思っております。

そういう点では、これをチェックしたり、評価する上でも人口問題は、やっぱり大事だと

思うので、そういう点では、令和6年度、7年度ぐらいの人口動態については、どういうふうな形で今なっておるでしょうか。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 林政策課調整課長。

○政策調整課長（林 嘉明） お答えさせていただきます。

総合計画に載っているところで、年度であって年というところでございますが、ちょっとそれに備えて回答させていただきます。

まず、人口動態、つまり死亡者の数と出生者の数、それと社会動態、つまり転入者の数と転出者の数、これについてお答えをさせていただきます。

まず、令和6年度におきましては、自然動態がマイナス212名、社会動態がプラス8名となり、合計で204名の減少、令和6年末の人口は1万6,614名でございます。令和7年度につきましては、自然動態がマイナス217名、社会動態がマイナス24名となりまして、合計で241名の減少、令和7年末人口は1万6,373名となっております。平成27年の自然動態がマイナス111名、社会動態がマイナス149名でした。つまり、自然動態による減少数は増加をしております、社会動態による減少数は低下をしている状況でございます。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点で、やっぱり人口問題認識というか、毎年注意しながら、やっぱり考えるのは大事やと思うんです。

ちょっと今言うた数字のほうは正確なんかもしれないんですが、町のホームページで人口動態というところでは、少しそれと違うんで、区切りが違うんだと思うんですが、そこで見ても去年度令和7年度についてはマイナスの244、さっき242でしたが、それぐらいは減っている。ですから、この数ですつといくと、どうなるかというのをひとつ考えとかんとかんと思うんですが、例えばこれで令和16年まで同じような減り方したとしたら、どれぐらいになるかみたいなことは、今の時点で総括の一環として見ておられますか。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 林政策課調整課長。

○政策調整課長（林 嘉明） 毎年ですね、214名ずつとなりますと、10年間で2,140名の減少となります。

これ定めた令和5年時点では、少々お待ちください。すみません、失礼しました。すみません、国勢調査の下で令和2年の時点で1万7,018名でしたので、13年ほどたった2016年に関しましては2,782名が減少する計算となりまして、今1万4,500人ほどになる計算でございます。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 正確でないかもしれませんが、一応先ほど言ったホームページに出てるような数字だけ比べて見たら、例えば令和16年ぐらいまでいくと、もうちょっと減っていて、1万4,000ちょっとぐらいになるのかな。要するに1万5,000と目標はしているけれども、既にそういう感じになってきてる。だから、そのところをどうするかというような視点で人口動態とか、またそこへ人が移り住んだり、亡くなったりとかということも、そういうことも大いに考えながら、結局、施策進めんといかんということが大事だと思っております。

そういう点では、転入・転出につきましての理由とか主について、総合計画の中に幾つかアンケート入っていますが、これは毎年同じような形で続いているのでしょうか。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 林政策課調整課長。

○政策調整課長（林 嘉明） アンケートに関しましては継続しております。

○6番（坂本博道） 議長。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

○6番（坂本博道） その点で、総合計画抜けている部分について見たら、転入された理由の一番は、住宅条件がよいとか、通勤・通学よいというようなことでした。しかし、残念ながら、「子育てをしやすいまちづくり」という項目を選んだ方はゼロだった。要するに、やっているけれども、アピールしてないのか、やっぱり本当にそれが届いてないのかからだと思います。

同時にまちづくりに期待するという中では、2番目に「子育てしやすいまちづくり」というのがあり、また出ていった方で「河合町に住んでよかった」という方の部分について、アンケートについては、子育てがしやすかったという方、実は8位ぐらいには入っているというようなことでした。ですから、そういう点では、これらの思いとかみ合った形で、この施策はやりながら、やっぱり入ってきたり、出るのをとどまってもらおうというようなことが非

常に大事なのではないかなと思っております。そういうような点でいくと、やっぱり少し自治体の施策として、やっぱり周辺の自治体とか比べても、やっぱりここは力を入れていると思われるようなこと、または国の施策でもちょっと先行っているんですというようなことを含めて、やっているようことをやはり具体化するというのは大事じゃないかなと思っております。また、そのとおりに知らせることも大事なんですが、その上で、先ほどのような、実は質問をさせてもらっております。

その中で、特に今の時点で主体的にやればできるということを含めて大事なのが先ほど言った待機児童の関係ですね。これは、やっぱり、保育所については移り住んでこよう、もしくは生まれたけど、働きに出たいけれども、どうしようとかと考えるときに、学童については、もう働きに行っているんだけれども、預かってもらえるか分からないというようなことというのは、実は出ていったりとか、またはここだと住みにくいというような要因になりかねないと、実は非常に大事なことやと思っております。

そういう点では、取りあえず今さっき学童保育のほうについては、今9名ということでした。春の3月のときは7名でしたので、いわば、さらに希望者が増えているみたいやし、この間、年度含めて、今後また増えるんじゃないかなと思っています。ですから、この受皿をきちっとつくるというのは早急な課題じゃないかなと思っているので、そのところをどうして進まないのかというのが一番の思いです。

そういう点で、先ほどありました夏休みについては、特別に学校をちょっと広げてもらうて9名もプラスあとにも入りたいということですが、しかし、そうなると、学校始まるとやっぱり9名の方々に実はまた出してもらうということになるんでしょうか。

○子育て健康課長（谷田悦子） 議長。

○副議長（岡田康則） 谷田子育て健康課長。

○子育て健康課長（谷田悦子） 夏休みに関しては、先ほどお伝えしましたように学校からお部屋を借りることができ、受入れさせていただいております。

議員お述べのように夏休みが終了した場合、またお預かりできない状況にはなるんですけども、比較的夏休みが終わりましたら、退所するという子供さんもいらっしゃいますので、そちらのほうで調整していきたいなと考えております。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 出ればという調整待ちということではありますけれども、このところは本当に主体的に町の財産とか施設を使って拡大すればできるということであれば、先ほど言いましたように、そこを人口増減の中で言ったときに、やっぱり寄り添ってくれてるとか、これで安心して進めていけるなということにかなり影響する、心理的も含めて、実際上も含めてという分野だと思うんで、これ、やっぱり何とかしてやったらやれないものか。特に夏休みだったらいけるというのは、学校の事情もあるというふうに聞いていますけれども、このところを我が町の重大な施策だということで調整しながら、もしくは学校駄目だったら、ほかの施設使っても、何とかこの待機はなくすということを年度中にもやっていくべきやないかと思うんですが、そこはどうでしょうか。これは部長か、町長かどちらかぐらいにでも答えてもらいたいです。無理でしたら、町長、どうですか。そういうふうな観点で、これをぜひやっていただきたいと思うんですけれども。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 森川町長。

○町長（森川喜之） 坂本議員の質問にお答えします。

おっしゃるとおり、このままの人口が減少すれば本当に大変な事態になると考えています。そのためには、議員おっしゃるように、まず子育てを手助けできるような、また新しい若い世代が入っていただけるようなまちづくりを進めていく。本当に最も重要な課題だと思っています。

そのために町といたしましては、やはり今企業誘致をはじめ、様々な政策を持って、河合町に住んでいただけるような形をつくっていききたい。そのためには、やはり企業が誘致できるようであれば、そこに働いていただいている方が河合町に住んでいただく。議員お述べのように、そのときに、やはり子育てにどれだけ注視できるか本当に真剣に取り組んでいきます。本当に人口減少、これは15年、20年前から叫ばれている中で、河合町といたしましても、その人口をこれ以上減らすことができない。また、子育てでお困りの方の支援を今後とも進めてまいりたいと思います。これからのこの河合町で魅力あるまちづくりにしていき、子供がまた河合町に住んでいただけるように頑張ってまいりたいと思います。

○6番（坂本博道） 議長。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ちょっと全般的なことを本当は最後に伺おうと思っていたんですが、ただ、今の問題というのは、実はそんな悠長なことではなくて、やはり具体的に何らかまで住

みながら、移り住んでみたいとか、もしくは出ていかな。さっきのは、確かに社会増減ですね、入ってくる、出ていくというを感じるのは。ちょっと今、出ていくほうが、これ、多いんですけれども、ここを減らすためにどうしたらいいのか。入ってくるのは、確かにいろんな理由があるけれども、1つは、大きな子育てであつたりとか、仕事であつたりが大きいです。ですから、そういう点で言ったら、この待機児問題というのは、やはり早急に解決しておいて、受皿はあるというふうにしておかないとやっぱりいかんことやないかと思うんで、そういう点では、年度内にもその取組をぜひとも進めたいと言っていたきたいと思うんですが、そこはどうでしょうか、ちょっと部長でもお願いします。

○福祉部長（浦 達三） はい。

○副議長（岡田康則） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 私からは学童保育の待機児童の問題ということで、ちょっと毎年課題にはなっております。その認識も当然担当部としてはございます。

当然子供さんの安全を一番優先事項として考えないといけないという部分がありますので、やはり学校から授業を終わって、そこから出ていかれるときに、やはりほかの施設に行かれるというところで、一旦学校を出ると、やはり事故が多いという事例も聞いておりますので、なるべく子供さんを学校施設内から出さないという方向で学校の中で確保していきたいと考えております。

それにつきましては、当然学校側も運営がありますので、学校側と運営については、しっかりと調整していきながら、やはり学校の中の施設の中で調整していきたいと考えております。

ただ、いつまでも待機児童の問題がずっと長引くわけにもいきませんので、最終的には、学校施設が使えないとなりましたら、また町の別の施設で預かると、そういったところの施策も考えていきたいと考えております。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

○6番（坂本博道） この分野は、ちょうど民間委託をしたところでもあります。ですから、そういう点では、施設としても当然必要ですし、同時に、やっぱり受け入れてくれるという状況をつくるということが本当に優先的に考えていかんと思うんで、また途中で確認していきたいと思っております。

ただ、全体的に子育て支援絡みで、特に言いたかったのは、給食の問題も、それから少人数学級の問題なんかも、医療費の件もそうなんですが、やっぱり全国的な要求でもあるし、ですから、じわじわと実は国のほうが後追いではあるんですけども、やっていっていることにもある。

ですから、逆に言えば、先行的には、これ、少しでも進めることで、周辺もそのことを、少し先行くということは、後々ちょと何年になるか分からないんですけども、財源措置も含めて出てくる可能性もあるし、逆に言えば、そういう要望に応えることができる分野だということで、ちょっと本当に真剣にどこまで可能なのかどうかみたいなのを含めて考えたらどうかと思っています。

先ほど例えば学校給食の、就学前のところでは1,200万円ぐらいもあり、これ、今補助金活用していますけれども、なくなったら、やめるんかということにもなります。同時に、均等割のほうについても、5校については340万円程度。これは国・県の施策との関係とは言うていますけれども、本来できないことはない。窓口負担も確かに今ゼロというても、県内でも山のほうでもあります。他市もちょっとできています。これが1,100万円ということでした。でも、そのことをやることというのは、実は周辺でもちょっと違いがあるということになりますので、大いに研究したらいいのかなと。

さっきから中学校給食の無償化をやるとしたら幾らぐらいか、ちょっと答弁なかったんですけども、これは全額無償にしようと思ったら幾らぐらい必要でしょうか。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○副議長（岡田康則） 中尾教育振興部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

令和8年度の中学校の給食費ということでお答えさせていただきますと、約1,700万円程度となります。

以上でございます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それは、多分補助金なかったとしたらということになると思うんで、これは補助金なくなったらやめるとしたらそうなりますということですが、ただ、例えば全部合わせてというたら、あれですけど、大ざっぱですが、四、五千万円ぐらいになると思います。

ですから、そういう点ではいろいろ考えは本当にしっかりして、どこかでちょっとひとつほかよりも行っているというようなことも含めて、大いに考えてほしいと思います。

同時に、人口動態で、なかなか難しいなと思っているのは自然増減で、特に亡くなる人の数が実は高齢化、河合町は周辺よりも大分高いですから、大体今もう260人超えて、270になったりとか、ちょっと去年は少し少なかったみたいですが、それでも267人。さっきあったシミュレーション的に1万4,000人ぐらいになりそうだとこのところを見ても、実は生まれるのが100人ぐらい、亡くなるのが260人ぐらい、入ってくるのが510人ぐらい、出ていく人450人ぐらい。これぐらいになって、やっと実は1万5,000人なんですね、10年後に。ですから、そういう状態つくろうと思うたら、本当になかなか大変なんですけど、特に亡くなる分についても、これはなかなか難しいんですが、ただし、逆に言えば、そういうことも何らかの手だてということ。これは、ちょっとここで言うあれじゃないかもしれませんが、例えばインフルエンザの問題なんかもよう言ってますけれども、感染症拡大と、これはかなり重症化を促すので、そこから死亡というのも確かにあります。ですから、例えばこれ、本当にもっと受けやすくしたらどうか、何度も言いますけれども、これはそういう観点からも実は考えてもいいことやないかなと思っているので、ぜひ今年度中も含めて、そういうこともぜひ検討してほしいなと思っているところです。

そういうことも含めてで、町長にはもう任期はあとちょっとなんですけれども、やっぱりそこへどう先鞭つけるか。公約で言われていたことも、給食の問題なんか一番大きかったんですけど、例えば補助金使ってやっていること、さらに就学前までやっているところには、実はこの周辺あまりないように思います、これは。

ですから、例えばこの選択は、なぜそれをやるようにしたんかくらいあたりは、ちょっと動機というか、それについては、伺っときたいなと思うんですけれども。確かにこれは県内でもあまり実はなくて、周辺でも少ないんですね。どこで聞いたらいいかもありますけど、誰が提案したんでしょうか。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 松本財政課長。

○財政課長（松本武彦） すみません。給食の無償化といいますか、国庫の交付金を活用した給食の免除または無償化という部分でございます。

こちらにつきましては、令和5年から物価高対策という名称で、交付金が毎年出てきております。その中で、町長の公約にも小学校・中学校の無償化というところではございましたが、

子育てという観点からしましても、就学前の子供たちにもそういったことをできないかというところから考えて予算化をさせていただいてるところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○副議長（岡田康則） はい。

○6番（坂本博道） 私はこれは非常に、実は大事な視点だったと思うんです。

ですから、かがやきの森行ってる子らも半額、そこに行っていない子らも含めて出そうと。これはなかなか周辺なくて、でも、やっぱり非常に支えになっている方もいます。ですから、そういう判断もぜひ必要やと思います。だから、そういう点で言うたら、インフルエンザのときにはいつもどこもやってないです、この周辺だけですという言い方になりますけれども、そこは自分たちの地域のことを考えて、これがやっぱり周辺の必要だなど、やればできることやと思うんで、ぜひそういう視点できめ細かく、深く寄り添いながらお金をどう使うかということ考えていただきたいなと思っているところです。

そしたら、ちょっと次、2点目に移ります。

文化会館再開についてです。

さっき一応進捗状況はどうでしょうかということで聞きました。

結局、確かに当初のときは16億円とかいう含めて案がありますみたいなこと、どこまでやるんかがちょっとはっきり分かりにくかったですが、ありました。今検討中ということですが、結局、この結論というか、方向性示すというのは、いつ頃示すということにしたらいいんでしょうか。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○副議長（岡田康則） 中尾教育振興部長。

○教育振興部長（中尾勝人） 私のほうからお答えさせていただきます。

時期につきましては、今のところ、まだ決定はしていないという状況ではございます。

しかし、再開に向けては予算が必ず伴うものでございますので、予算が確定するまでには、しっかりと議論しながら再開に向けて予算化するのか、それか、もっと議論を深めて違う形なるのかも含めまして検討していくというところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ちょっとどういう形で方向性を発表されるかというのは分かりませんが、先ほど言うたような、例えば本当に必ず再開させようという立場で出すのか、それ

から、それまでどういう修繕をやりたいとか、5点ほど上げていたんですが、そういうことを含めて、ちょっとトータルな形での方向性示すという内容になるという点、準備してるんでしょうか。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○副議長（岡田康則） 中尾教育振興部長。

○教育振興部長（中尾勝人） 今現在の議論は、検討しているというところでお答えさせていただきますと、当然町長からのご指示も受けておるところではございますが、そのまま施設存続を望む方のかなり声もございます。そのまま存続させるというところも1つ検討させていただいたり、あとは今の施設がかなり老朽化しているというところでございます。

ですので、ある程度一定の役割を果たした上で、新たにその施設をどのような形に変えていくのか、またこれと、前に運営協議会の中でもお話があったところもあるんですけども、これ、新しい施設に替えてA I活用しながら、しっかりとデジタル施設、そういったことも多く可能性があることも踏まえて検討し直すといった部分、その中で一番大きかったのがやはり財政面、こちらを考慮することが一番の存続をどのようにしていくのかというところで検討していく必要があるというところで、いろんなパターンを考えながら、こちら管理する部局としては考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今はちょっとびっくりなんですけれども、今の施設を存続するということがじゃなくて、今の時点でのもう新たな方向も決めて、いわば要するに今のはもう閉鎖する。その上で、次の違う方法はないかということも含めた検討をしている状況だということなんじゃないかな。

○副町長（松山善之） 議長。

○副議長（岡田康則） 松山副町長。

○副町長（松山善之） 先ほどから、非常に町の将来に向けての重要な議論を続けていただいていることと存じます。

これまでの問答でもうお分かりのとおりでして、1つの施設の存続であるとか、投資単体では判断できないと。例えば先ほどの子育て支援も含めたソフト経費につきましても、単年で5,000万円であったとしても、10年やったら5億円かかると。あるいは制度は急に一旦

階段を登りますと切り下げられないといったことも含めて、やはり、この将来の財政健全化の計画の中で、どれだけの大きな予算をどこに配分していくかというのは、全体を見ないと決められない。そういった意味では、先ほど教育部長も答弁いただきましたが、これも教育委員会単体ではなかなか判断できないことでございます。

現時点では、残念ながら、今の段階で明確なスケジュールを具体的にお示しすることは、残念ながら、今そこまで議論は十分しておりませんのでできないのではございますが、一方では、現行の財政健全化計画の本年度が最終年であります。

したがって、来年度以降の健全化計画に向けては、必ず本年度内に策定する必要がございます。この財政健全化計画作成中での一番大きなファクターとして、こういった大規模プロジェクトをどういった年度にどこまでやるかということをしかりと盛り込んでいかなければ、そもそも計画ができませんので、そういった意味では、本年度中に必ずこのまほろばホールだけではなくて、ほかの大規模プロジェクトも含めまして、あるいはソフト事業も含めて、主要なものについては、どういった形で今後の5年間に盛り込んでいくかといったことについては、検討してまいる予定でございますので、今しばらくお時間をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

○6番（坂本博道） さっきも確かに一番初めの副町長の答弁にもありましたが、幾つか課題があるということで、意味合いはそれぞれ違うと思っています。ですから、今度の件についても、例えば今の財政健全化計画、今年でもう終わりですけれども、この中で言えば、豆山の郷やら、それから文化会館は既に中止にして、3年目ぐらいで中止にする計画だったんです。その上で、どこまで到達させようと。それは実はいろんな経過もあって、それは実施せずに、その目標は、既にさっきあったように全てクリアはしていると、健全化計画の目標は。ですから、そういう面はあると思うんです。ですから、そういう意味で言うたら、初めからそれをつくったからでないといかんという面は一部にありますけれども、ただ、この件についていえば、やはりどういう町にするかということとかとの関係で考える必要がある。ということで、全くもう潰して、1回違うものにしようというんだったら、それはそれで1つなんですけど、ただし、やっぱり今持っている機能とか、それから役割とかを本当に魅力として、例えば町の財産として残しながら、次生かすという点で見たら、それでいいのかとい

うことも含めて、実は今問われているんで、ちょっと先ほど来どこで判断するかというものあるんですけども、非常にそういう点では、再開させるということがあって議論するのか、それとも、いや、あえて、これはまだまだ決まっていなくてというのであれば、それはそれで、もうどこかではっきり示さないと、町民に対しては非常に具合悪いし、ちょっとそんなことでいいのかという思いを持っています。そういう点で言うたら、先ほどは修理をすればということでありました。確かに自分なんかの思いとしては、段階的にしかないんじゃないかと、その施設の持っている魅力や力というのは、本当に生かせば、町にとっても実は財産にもなるという思いもあります。町民にとっても、やっぱり潤いになるとか文化薫るという言葉、非常に感性的な言い方ですけども、そういう町だというのも、実は魅力の一つになるという思いもありますので、やっぱり、これ今の時点でもあの機能を残してやるべきではないかと思うんで、その判断を早くしてほしいと思うんですが、そういうレベルで言うたら、その判断とかは、どの時点ぐらいやったらできるんでしょうか。残こしましょう、その上どうしましょう。これは、ちょっと最後まで関連して、丁度4番で聞いていますけれども、たとえ今決めても、実際やるのは来年以降となったら、もう町長、また出るんかもしれませんけれども、新町長になるんで、そういう意味で言うたら、森川町長のところ、実は選挙のときの公約でも基本的には、残す方向で頑張りたいと言いつつやってこられました。

ただ、途中いうんか、いわば故障によって休館しましたけれども、再開させるめど、もしくは年度途中でもええからここまでやって、次につなぐという、それぐらいの覚悟はあって取り組むべきではないかと思うんですが、これはちょっと町長、どうですか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 森川町長。

○町長（森川喜之） 坂本議員のご質問にお答えします。

私も以前から何回も答弁をさせていただいているように、まず残すためにはどうしていくか。このまほろばホールの休館はさせてもうてます。この休館になった原因というのは、消防署からの施設の停止命令があったというのが基本でございます。その中で全体を休館させていただいて、図書館の運営だけをまた別サイドでできるようにはなりました。その中で、当初は発電機だけでしたけれども、中身を見ていく中で今まで改修されなかったところが多々あります。

その1つに、まず発電機を修理してやろうとしても、次に、キュービクルというところがある、高圧電線を引っ張っているところ。その機械も修理をしなければならない。また、

もう1点に、開館をするために緞帳とかの舞台設備の修理、これもやらなければ舞台自体が使えないと。もう1点に、空調機ももう修理しなければならないというほど傷んでいます。それらの部分をいかに修理して使っていくか、また開館するからには、やはり一旦開館したら閉めることはまずできないということで慎重に修理する箇所を選定して、また財政もどのようにその財政をつぎ込んでいくのか、また工事に当たっても分割をして工事ができるのであれば、そのような形で修理をしていきたいと。開館するために、私個人は、個人といいますか、私自身は開館を継続するための今調査をしているという思いであります。

それに伴っても、やはり財政がなかったら、どうしようもできない。今河合町は、このまほろばだけではなしに、清掃工場も、これも今後潰さなければならない、解体していかなければならない。そこにまた数億円の金がかかっていくという大きな負担も現実あります。私もできる限り、私の任期はこの1年、あと残された1年でしっかりと方向性を先生方にも、また町民の方にもお知らせをして、その中で、今後河合町がどうあるべきかを皆さん方にお示しをしたいと思っております。今、今日のこの時点では、まだ内部議論も、また今後の形についても、まだこれから今調査をして始めている最中でございます。

私は任期の間、この間には、皆さん方にお示しできるように取り組んでまいりたいと。私は政治生命をかけてでも、やはりこの問題前に進めていけるようにこの任期の間にやらせていただきたいと思います。

○6番（坂本博道） 議長。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

○6番（坂本博道） この件でどこまで真剣に議論していただいているかということが1つ関わるんですけども、これ、今町長言われた町の清掃工場のやつもあるんだと言われて、先ほど副町長も言われた当面の重点課題の中には、それ入っていなかったでしょう。だから、そういった幾つかの中で、これとこれとなんだというときには、そういうことも含めて出されると、どこまで本当に考えてはるんやろという気になってしまうような状況なんです。

ですから、そういう点で言うたら、この施設の持つ意味合いというのは非常に大事やと思っているんで、ですから、やっぱりこれは何とか残そうという上で、どうするかという考えに立つのかどうかというのは一番実は問われていると思うんで、その判断というのを早くすべきはないか、早くというか示すことが大事やないか。確かに順番と言われても、先ほど言うたやつは、たしか、もう既に着工しているやつもあれば、学校は確かにこれからなんでもいろいろ大変やと思うんですけども、そういう点で言うたら、その中でどの財源を確保す

るかというのは、本当に考えんといかんと思います。例えば、当面、だから修繕するやつだけ先に安全上、機能上必要なところまでやるんやったら、何ぼまでいくか。ちょっとさっきの説明よう分からなかったですが、1億では足らんのかもしれないですけども、例えば今年度やったら、今年度もう閉めたことで、不用額とは言いませんけど、使わなくてよかったお金というのは、例えば幾らになりますか、これ、例えば。今年度閉めたことによって浮いたと言ったら、言葉悪いですけども。

○副議長（岡田康則） 坂本議員、あと5分です。

はい、副町長。

○副町長（松山善之） 議員今お述べになった中で、私が答弁の中でとおっしゃいましたが、私はその答弁はしておりませんので、それは今後まほろばの存続も含めた検討の中で、前回に議論をしたときに、どういった大規模プロジェクトについて検討したかというお問い合わせに対して、併せて総務部長がご答弁させていただいたときには、あくまで当時、前回のこの議会でご議論なさったときには、こういったこういった項目を念頭に置いておりましたという答弁をさせていただいたと。

あと清掃センターにつきましては、当然もう今現在は広域組合に可燃ごみについては統合されて、そっちで処理をしておりますので、現在の清掃センターの焼却炉につきましては、これはもう不要となっておりますので、いずれ必ず発生する除却費について町長が言及しただけでございますので、全体のこの回答の中で、何か初めて聞くことを言ったとかとおっしゃることはご指摘に当たらないと存じます。

その上で、ご質問に対しましては、教育委員会のほうからお答えさせていただきます。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○副議長（岡田康則） 中尾教育振興部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

あくまで予算ベースのお話をさせていただきますと、令和7年度につきましては、文化会館におきましては3,974万6,000円と図書館費につきましては2,685万9,000円ということで、合計が6,660万5,000円という計上をさせていただいておりました。今回、令和8年度の図書館費に全て含めさせていただきましたので、図書館費といたしまして4,750万5,000円ということで、差額につきましては1,910万円というところで、1年間の差額が出ているという状況でございます。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ちょっと今、副町長が言われた意味が実はすっかり分かっていないんですけれども、要するに公共施設、今後必要な整備のためにという中で、副町長のほうはこれまで上げられている、12月のときの広報で上げていたことを言っていた。それはそのとおり。その中に、先ほど町長言われたような清掃工場とか入っていましたかということ言うたんです。

ですから、そういうことも含めて実はいろいろあると言われると、この問題のための検討が、順番が、どこまで真剣にやっているのかという思いになるということ言うたんですが、そういう意味で、僕ちょっと理解していただきたいんですが、そうしたところ、副町長言われたような清掃工場の問題とか入っていなかったですね、これは。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 私が答弁担当した部分でございますので、改めてご説明申し上げますが、坂本議員のご質問の中で、今後文化会館のことを検討するに当たり、注視すべき主な事業というのは何だというお問合せございましたので、私からお答えした昨年12月公表した財政見通しにどのような事業を計上しているのかという部分を基にお答えさせていただきました。

その中には、緊急内水対策工事、公営住宅等の長寿命化工事、そして道路橋梁長寿命化工事、小中学校屋内運動場空調設置工事、第二小学校給食棟新設工事、第二中学校外部改修工事の事業が含まれておりますので、ただいま森川町長が今申されました河合町清掃工場の除却といった事業は、私の答弁の中には含まれていなかったということでよろしいかと思います。

○6番（坂本博道） はい。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 確かに正確には、そうですね。副町長が直接言うたというよりは、それらも含めてということやったので、自分らの理解とすれば、それもそういう理解をして、ちょっと先ほど町長の発言について正しなかったということ言うたわけです。

ただ、ぜひ、だから、そういう点でいくとこの問題、本当に再開させようということの上でどうするかという判断をするのかどうかということが非常に鍵だと思うんです。さっき町

長の政治生命をかけてとか言われたけれども、実際には、あともう1年足らずですから、確かにもしまた出られるのであれば、そのときの公約には必ず例えばこれ、入れるぞとか、あればそれですが、残念ながら、先日町長の名前で配られたニュースの中には、緑のニュースが配られていましたけれども、文化会館には何も触れられてないということでした。

ですから、公約目標は言うていたことやった。ですから、そういう点ではどこまでやる気なんかということを問われるんで、ちょっとぜひそれについては、ここは残すというためにどうするかという形で検討を進めて、それも予算までにと言われると、これまたいつのことやらと思うんで、ちょっと時期は明確にしてやるべきではないかと思うんですが、そこどうでしょうか。その方向性を示すという時期について、もう一度ちょっと確認したいんですが。

○副議長（岡田康則） 坂本議員、あと2分です。

○副町長（松山善之） はい。

○副議長（岡田康則） 松山副町長。

○副町長（松山善之） 重要なご指摘と重く受け止めておりますが、真面目にと、真摯にといったお言葉もございました。

真摯にやるために、まずは財政見通しとともに、ファシリティーマネジメントですね、要は公に資する、どこまでを、どの規模で、どの程度残すかという、やはり全体像を見ていかないと、本当のこの実効性のある計画決められないと思っているんです。そういたしますと、やはりちょっと早急に重大なことをやらなければいけないということは、理事者側でも十分に認識はしておりますが、ちょっと残念ながら、真面目に真摯にお答えするとなると、なおさら、今の時点で明確に時期をお示しすることはちょっとできないかなと思っています。

ただ、繰り返しになりますが、本年度中に策定をしないと次年度以降につながりませんので、そういった意味では、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ただ、予算編成とか考える時期というのは秋ですから、ある意味、その時点ぐらいでは方向、来年度に向けてどうかとあって持たないと、本当は出ないことやと思うんで、そういう点ではそれぐらい、秋というのはどの時期がありますけれども、めどにしながら、今後ちょっとはつきりさせていかないと、本当にいかなのじゃないかなと思いますし、ぜひともこれに対する期待であると同時に、この魅力とか、音楽とか、また施設とか、

無駄やと思ったら無駄だと思ってしまうかもしれませんが、一方で、やっぱり1つの大事な町民の生活とか、潤いある暮らしとか、そういうことを考えてするときには、以外とソフトとしても大事なところやということに、かなり実は価値観の問題かなと思っているんで、そういうことも踏まえて、各団体ともいろいろご要望とか聞いて上がっていると思うんですが、そのことは検討していただきたいなと思っているところです。

その上で、最後の財政運営については、これは、ほんま、基本的には今の議論にも関係しますけれども、現状については県との協定とか、それから当町の財政計画とか、一定前進しているということを踏まえながら、ちょっと住民サービスを落とさないようにとか、同時にその中でどう使うかというようなことも含め、本当に真剣に考えていただきたいし、それについては、また議論ができたらと思っておりますので、ちょっとこのところは、もう時間ありませんので、最終的には、また途中で確認していきたいなと思っております。

以上で終わります。

○副議長（岡田康則） これにて坂本博道議員の質問を終結いたします。

10分間、暫時休憩いたします。

5 番目の方からは、また議長交代いたします。

休憩 午後 2 時 3 5 分

再開 午後 2 時 4 5 分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

◇ 梅 野 美智代

○議長（疋田俊文） 5 番目に、梅野美智代議員、登壇の上質問願います。

○3 番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野美智代議員。

（3 番 梅野美智代 登壇）

○3 番（梅野美智代） 皆さん、こんにちは。議席番号3番、梅野美智代です。よろしくお願

いします。

それでは、質問通告書に従い一般質問をいたします。

今回は大きく4点質問をいたします。

まず1点目、家庭ごみ分別変更後の対応と持続可能なごみ行政の構築について、お伺いいたします。

昨年10月から家庭ごみの分別方法が変更されました。これまで資源ごみとして回収されていたプラスチック使用製品や汚れたプラスチック製容器包装、汚れたペットボトルなどが可燃ごみとして扱われるようになり、町民の皆様も新しい分別方法への理解と協力に努められております。

一方で、多くの地域から可燃ごみの量が明らかに増えた、ごみ集積所が収集日までいっぱいになる、ネットの中に入り切らないといった声をお聞きしております。

そこでお伺いいたします。

分別変更後の可燃ごみ増加について、町はどのように把握されていますか。また、ごみ集積所のあふれや苦情件数について、どのような状況と認識されているのか、お聞かせください。

さらに、今後集積所の増設や大型化、収集方法の見直しなど、具体的な対応策をどのように検討されているのか、お伺いいたします。

2、次に、空き家対策について、お伺いいたします。

私は、これまでも空き家問題について何度か質問してまいりました。空き家の増加は防災、防犯、景観の問題だけでなく、地域コミュニティの維持や人口減少対策にも大きく関わる重要な課題です。近年は相続問題や高齢化により管理が行き届かない空き家も増えており、全国的にも大きな社会問題となっています。

そこでお伺いいたします。

現在、本町における空き家の現状をどのように把握されているのか、また空き家の利活用や移住定住促進につなげるため、どのような施策を実施し、今後どのような取組を進めようと考えられておるのか、お聞かせください。

3、続いて、高齢者の熱中症対策について、お伺いいたします。

近年の夏は命に関わる危険な暑さが続いています。特に高齢者は暑さを感じにくく、水分補給も不足しがちなことから、熱中症対策、熱中症リスクが高いと言われています。昨年も全国で多くの高齢者が熱中症により救急搬送されました。

河合町においても高齢者人口の割合は高く、地域全体での見守り体制は重要になっております。

まず、本町における熱中症対策の現状について、お伺いいたします。

また、高齢者や独居世帯への注意喚起や見守りについて、どのような取組を実施されているのか、お聞かせください。

さらに、クーリングシェルターや公共施設の活用状況について、お伺いいたします。

また、自治会や民生委員、地域住民と連携した熱中症予防対策について今後どのように進めていかれるのか、町の考えをお聞かせください。

4、最後に、デジタル弱者支援について、お伺いいたします。

行政手続や情報発信のデジタル化が進む一方で、高齢者を中心にスマートフォンやインターネットの利用に不安を感じる方も少なくありません。便利になるはずのデジタル化が情報格差や行政サービス格差につながってはならないと考えます。

そこでお伺いいたします。

本町における高齢者等へのデジタル支援の現状について、お聞かせください。また、スマートフォン講習会や相談窓口の実施状況について、お伺いいたします。

さらに、防災情報や行政情報をデジタル機器に不慣れな方へどのように届けているのか、町の考えをお聞かせください。

以上、再質問は自席にて行います。

○住民環境部長（森川泰典） 議長。

○議長（疋田俊文） 森川住民環境部長。

○住民環境部長（森川泰典） 私のほうから質問1、資源ごみ分別変更後の対応と持続可能なごみ行政の構築について、と2つ目、空き家対策について、続けて答弁させていただきます。

まず1つ目、ごみ行政の構築についてです。

河合町の家庭ごみの排出につきましては、各大字自治会の皆様にごみ出しのルール of 徹底やマナーの遵守についてご協力をいただいているところでございます。ご協力ありがとうございます。

可燃ごみ増加によるごみ集積所の増加等につきましては、ご相談、ご要望があれば、収集方法等検討の上、必要に応じ対応させていただいているところでございます。今後も各地域からのご要望にスムーズに対応できるように住民の皆様からのご意見を参考にしながら、事業を進めていきたいというふうに思っております。

2 点目、空き家対策についてであります。

大きく 3 点、答弁させていただきます。

まず 1 点目、空き家所有者への管理指導や相談対応の現状についてであります。

現在、例えば雑草の繁茂などの管理不全な状態である空き家については、住民の皆様からの通報により、住宅課職員による現場確認や住宅課職員による町内パトロールを通して、その現状を公道から現場確認、写真撮影し、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家の登記情報や所有者等の戸籍などを確認した上で、該当する相続人等の方に適正な管理を促す通知の送付などを行っております。

また、空き家に関する相談につきましては、随時住宅課で受け付けておりますが、空き家問題の専門家による勉強会及び特定非営利活動法人空き家コンシェルジュによる空き家相談会もそれぞれ年 1 回程度開催しております。専門的な相談に対応できる体制を整えております。

2 点目です。老朽化した空き家への対応について今後どのように取り組むのかについて、答弁させていただきます。

令和 5 年 12 月の空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、地域環境に著しく悪影響を及ぼしている老朽化した空き家、いわゆる特定空家になるおそれがある空き家を管理不全空家等と認定し、指導・勧告ができるようになったことから、改めて現在、特定空家等及び管理不全空家等の判定基準の策定を進めております。今後はその判定基準に沿って特定空家等及び管理不全空家等に該当するような空き家については、外部有識者で構成する空家等対策協議会でも諮りながら、解体を含めた適正な管理を促していく方針でございます。

3 点目、移住定住につながる取組について答弁させていただきます。

町内空き家の流通利活用を促進させるために、今年度空き家等関連の 4 業種の専門家団体と共同で、かわい空家等流通促進プラットフォームを開設いたします。この仕組みを推進し、これまで町単独では不動産取引などのハードルが高かった町内空き家の市場への流通促進における起爆剤にしていきたいと思います。

町内空き家の利活用が進めば、空き家の解消はもちろん、住環境の改善や安心安全の向上といった効果がある上、移住の受皿にもなりますので、ひいては移住定住の促進にもつながると見込んでおります。

以上です。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 私のほうからは、3番、高齢者の熱中症対策について答弁させていただきます。

1つ目の本町の熱中症対策の現状についてですが、広報6月号に「熱中症予防と対策」という特集の掲載をしております。

なお、昨年同様にクーリングシェルターの開設、熱中症警戒アラートが発表された際に、メールやLINEで周知を行います。また、保健センターで実施している事業において熱中症予防の啓発物品の配布を行っております。

2番、高齢者や独居世帯への注意喚起、見守りについてですが、包括支援センターを通じ、ケアマネジャーと連携し、見守りを行っております。また、地域の民生児童委員に訪問時にお声がけをお願いしております。

3番、クーリングシェルターや公共施設の活用状況についてですが、クーリングシェルターですが、公共施設では役場本庁、出張所、保健センター、心の交流センター、豆山の郷、町立公民館、スポーツ公園管理棟となっております。昨年同様に河合郵便局、西大和高塚台郵便局、西大和星和台郵便局にもご協力いただいております。

また、今年度から暑さの避難所ののぼりも掲げております。住民の皆様の目にも留まりやすくなっていると考えております。

4番、自治会や民生児童委員と連携した熱中症予防対策についてですが、チラシを活用し、自治会内への掲示や民生児童委員の皆さんに訪問時に手渡していただくなど、連携し啓発してまいりたいと考えております。

以上です。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） それでは、私からは4点目にご質問いただいておりますデジタル弱者支援についてというところにお答えいたします。

デジタル弱者とは、デジタル技術を十分に活用できないことで、情報収集や行政サービスの利用において不利益を被りやすい方々と認識しておるところでございます。これらの方々へのデジタル支援の現状につきましては、防災メールの登録やマイナンバーカード関連の手続など、スマートフォンなどのデジタル操作が不慣れあるいは苦手な方々に対して、各担当窓口の職員が直接お手伝いをさせていただくことで、手続の支援を行っておるところでございます。

います。

次に、デジタル活用の格差是正に向けた取組の一環として、河合町民大学にて総務省のデジタル活用支援推進事業を活用いたしましたスマートフォン講座を開講いたしました。

令和6年度は13回、令和7年度は12回開催し、延べ130名の方々にご受講いただきました。また、本年2月17日及び18日の2日間には、同事業を活用したスマートフォン講習会を役場庁舎内にて実施いたしました。あわせて玄関ロビーにて、事業者と連携したスマホなんでも相談会、これを開設いたしまして、来庁者の皆様の個別の相談対応を行いました。

今後も住民の皆様がデジタル技術を安心して活用できるよう、相談機会の充実や継続的な支援体制の検討に努めてまいります。

続きまして、防災情報や行政情報の部分でございますが、これらの情報をデジタル機器に不慣れな方々へ情報発信することについてデジタル機器の利活用が進む一方で、スマートフォンの利用に不慣れな方への情報データの確保に向け防災情報という部分では、屋外スピーカーによる防災行政無線や広報車や消防車による巡回広報といったアナログ媒体の活用を基本としております。

あわせて、聞き逃し防止のための防災行政無線のフリーダイヤルの設定や事前にご登録いただいた方へ防災行政情報配信サービスも展開しておりまして、ご自宅のファクスや固定電話等への自動音声配信サービスなど、ご自宅にお持ちの機器をそのまま生かした情報伝達を行っておるところでございます。

行政情報の部分につきましては、町の広報紙を主な伝達手段として考えておりまして、加えて町や自治会の掲示板あるいは自治会を通じた回覧板なども活用し、重要な行政情報は確実に届くよう努めておるところでございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野美智代議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、家庭ごみ分別変更後の対応と持続可能なごみ行政の構築について再質問いたします。

ご答弁では要望があれば対応しているとのことでした。しかし、私の下には可燃ごみが増えて集積所に入り切らない、収集日まで置き場に困っているという声が複数寄せられています。

そこでお伺いします。

町としてごみ分別変更後における各地域の集積所の状況や可燃ごみ増加による影響について調査・把握はされているのでしょうか。また、現在まで何件程度の相談や要望が寄せられているのかをお聞かせください。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○議長（疋田俊文） 内野環境対策課長。

○環境対策課長（内野悦規） ごみ分別変更後における集積所の状況把握についてというところでございますが、先ほど申したように各大字自治会からのご相談、ご要望のほかに、ごみ収集業務を委託している業者からの報告を通じまして、状況把握を行っているところでございます。

次に、相談件数についてでございますが、分別変更を実施しました昨年10月から現在までに環境対策課にお問い合わせいただいたご相談やご要望につきましては、現在までで2件と把握しております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） また自治会から役場へ要望を上げること自体が負担になっている地域もあります。

住民からの要望を待つだけではなく、町から積極的に各自治会へ聞き取りを行い、現状把握に努める考えはないのでしょうか。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○議長（疋田俊文） 内野環境対策課長。

○環境対策課長（内野悦規） ごみ集積所の件でございます。

集積所につきましては、各地域地域によって状況も異なりますため、現状の状況を熟知されております大字自治会の皆様からのご相談を受け、町がその後方支援という現在の体制が各地域の実情に最も適したきめ細やかな対応ができるものというふうに考えております。

今後につきましても、大字自治会の皆様と連携を密にしながら柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） よろしく申し上げます。

それでは、分別の変更の目的については理解しておりますし、町民の皆様も協力されています。その結果として、可燃ごみが増加し、集積所は手狭になっている地域があれば、住民任せではなく、町として対応を検討する必要があると考えます。

今後、集積所の増設支援、ごみボックス設置補助、収集方法の見直し、地域実態調査などの具体的な対策を検討する考えはあるのでしょうか。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○議長（疋田俊文） 内野環境課長。

○環境対策課長（内野悦規） 具体的な対策というご質問でございます。

可燃ごみ増加による集積所の対策といたしましては、収集業者のほうから現状を改めてお伺いするなど、町として実施可能な対応策について今後調査研究してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 今回の分別変更は、住民サービスと環境施策の両立を目指した町全体の政策であります。その一方で、現場では集積所の容量不足という新たな課題も生じています。

私は、住民の皆様が安心してごみ出しできる環境を整えることも行政の責任であると考えます。分別変更後に生じている地域課題について町として実態把握を進め、必要な改善策を講じていただきたい。今後の改善に期待しております。

次に、空き家の実態把握について再質問いたします。

空家対策について様々な取組を進めていただいていることは理解しました。

しかしながら、対策を進めるためには、まず、実態把握が重要であると考えます。

そこでお伺いいたします。

現在、河合町内には把握されている空き家は何軒あり、そのうち管理不全空家や特定空家に該当する可能性のある物件は、どの程度あると認識しているのでしょうか。また、その数は増加傾向にあるのか、併せてお聞かせください。

○住宅課長（岡田健太郎） はい。

○議長（疋田俊文） 岡田住宅課長。

○住宅課長（岡田健太郎） ただいまのご質問、3点いただきました。

1点目の町内の空き家については最新の軒数で、令和6年度末時点になりますけれども、377軒把握しております。

2点目、そのうち特定空家等と管理不全空家等に該当しそうな空き家でございますが、現在、特定空家等及び管理不全空家等の判定基準の策定を進めているところで、事前にその判定基準であればということで、それらに該当しそうな空き家についてシミュレーションしたところ、特定空家等は該当なしということですが、管理不全空家等につきましては2軒該当しそうな状況でございます。

また、3点目でございますけれども、空き家につきましては、全国的にも所有者の高齢による施設への入所や居住者がお亡くなりになり、相続が円滑に行われない。さらに近年のライフスタイルの多様化などが原因で増加傾向となっております。

河合町においてもその傾向は表れると予想しておりますけれども、できる限りそうならないために、空き家になることのリスクということや予防といった啓発、また管理が行き届いていない空き家の所有者にも適正管理の徹底や利活用も含めて直接リーチしているところがございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

今年度開設予定のかわい空家等流通促進プラットフォームには大変期待しております。

一方で、制度をつくるだけでは空き家は減りません。実際に所有者が相談し、売却や賃貸につながる仕組みが重要だと考えます。

そこで、町としてこのプラットフォームを通じて、年間どの程度の空き家活用を目標としているのでしょうか。また、所有者への周知や利用促進はどのように進めるお考えでしょうか。

○住宅課長（岡田健太郎） はい。

○議長（疋田俊文） 岡田住宅課長。

○住宅課長（岡田健太郎） ご質問、大きく2点いただきました。

1点目でございます。年間の空き家利活用の目標としてですけれども、その年ごとに増減

はあると考えられますが、トータル3年間で数十軒は利活用につなげたいと思っております。

2点目でございますけれども、プラットフォームの所有者への周知や利用促進のために、町内空き家所有者への意向調査というものや、空き家勉強会並びに町の情報発信ツールといったものを通じて周知はもちろん、さらに総代自治会長にも空き家が地域の課題として認識していただくという機会も持って、プラットフォームの仕組みが各地できる仕組みも整えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

先ほどのご答弁では、空き家活用が移住定住にもつながるとのお考えを示されました。私もその点は大変重要だと考えております。

河合町は大阪へのアクセスもよく、子育て環境も充実しております。空き家を地域資源として活用できれば、若い世代の定住促進にも大きな可能性があります。空き家バンクやプラットフォームの活用と併せて、移住希望者への情報発信や子育て世代向けの支援制度との連携についてどのように考えておられるのでしょうか。

○住宅課長（岡田健太郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田住宅課長。

○住宅課長（岡田健太郎） 空き家を地域資源として若い世代の移住定住につなげられる可能性についてのご質問と承知いたしました。

移住定住の施策につきましては、町の魅力・特徴を生かした上で子育て、教育、住環境あるいは歴史文化など、様々な視点から若者世代に対するプロモーションというのをすることに加えて、各種支援制度というのも人口増加のための投資的経費という捉え方をして展開している自治体も多くあると認識しております。

その中で、空き家利活用の分野で言いますと、例えば空き家バンクに登録している空き家の購入において転入した若者世代・子育て世代に対して、空き家の購入に要した費用の一部を補助するという自治体もあると聞き及んでおるところでございます。

ただ、プラットフォームにつきましては、まず、空き家の解消というのを目的としておりますので、そういった支援との連携というのは町全体としての移住定住施策ということや財政運営とのバランスというのも検討しながら、進めていけたらとは思っているところでござ

います。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

それでは、先月5月9日の新聞の記事に掲載されていたのですが、総務省消防庁は、昨年11月に大分市で発生した大規模火災を踏まえ、密集市街地にある空き家の防火対策に関する消防本部向けの手引を作成しました。

落ち葉や枯れ草が放置されているなど、管理が不十分な空き家の目安を示し、所有者に対する指導の手順を紹介して、火災時の延焼リスクを早期に把握し、改善を促すものです。それらは共有されているのでしょうか。

○住宅課長（岡田健太郎） はい。

○議長（疋田俊文） 岡田住宅課長。

○住宅課長（岡田健太郎） ご質問の通知といたしますか、ものにつきましては、総務省消防局のほうから密集住宅市街地における空き家等に対する火災予防ガイドラインというものが、奈良県を通じて県内の空き家対策部局に共有されているというところでございます。

なお、このガイドラインで空き家対策部局においては、消防署からの空き家のための情報収集というものにつきまして、法律上可能な範囲で協力提供するということになっておるといふふうに認識しております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

空き家問題は単なる住宅問題ではなく、防災、防犯、景観、さらには人口減少対策にも関わる重要な課題です。

私は空き家を地域の負担として捉えるだけではなく、地域の資源として生かしていく視点が必要だと考えております。今回開催されるプラットフォームはその第一歩になるものと期待しております。

また、昨年度から実施されている危険空き家解体費補助事業においての実績を教えてください。

○住宅課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田住宅課長。

○住宅課長（岡田健太郎） 解体補助につきましては、令和7年度昨年度は7件の実績で、令和8年度5月末現在でございますけれども、2件申込みをいただいているところでございます。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

こちらに関しては、すごくよい取組だと思います。私も今回申請させていただき、活用させていただいております。今後も引き続き取り組んでいただければ幸いです。

空き家は放置すれば地域の課題になりますが、活用できれば地域の資源になります。河合町の未来の投資という視点で、今後も引き続き取り組んでいただければと思います。また、空き家の中にはご高齢の所有者の方が遠方にお住まいであったり、相続の問題を抱えておられたりして、管理したくてもできない事情を抱えられておられるケースも少なくありません。だからこそ行政には指導だけでなく、寄り添う姿勢・支援が求められていると感じています。

今回のプラットフォームが単なる制度に終わることなく、1件でも多くの空き家の活用につながり、若い世代や子育て世帯を呼び込むきっかけになることを期待しております。

それでは、高齢者の熱中症対策について再質問いたします。

包括支援センターやケアマネジャー、民生児童委員との連携による見守りについて答弁をいただきました。

しかしながら、熱中症は短期間で重症化することがあり、特に独居高齢者の場合は、発見の遅れが命に関わります。

現在の見守り体制の中で、熱中症特別警戒アラートが発表された際に、独居高齢者や高齢者のみ世帯へ重点的な声かけや安否確認を行う仕組みはあるのでしょうか。また、今後そのような体制強化を検討されるお考えはないのでしょうか。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 熱中症特別警戒アラートが出た際に、独居高齢者や高齢者世帯の安否確認の仕組みあるかというところではございますが、独居高齢者や高齢者世帯のふだんの

安否確認の仕組みにつきましては、お弁当を配る配食サービスであったり、高齢者の緊急通報装置事業というのもやっております。そういった形での安否確認というのは、させていただいております。あと、民生委員等による地域での日頃の声かけという形でのふだんの安否確認はさせていただいております。

しかし、熱中症特別警戒アラートが発令中は、屋外ではなく屋内の涼しい場所に避難してくださいとの警戒の情報です。したがって、高齢者の家を直接訪問して、熱中症に気をつけてくださいといった直接的な声かけというのはできないと考えております。

直接の安否確認は難しいんですけれども、熱中症への注意喚起として防災行政無線や登録されたメール、LINE、こういったものを使用した周知を行う予定となっております。さらに、熱中症特別警戒アラートの発令時には、公共施設7か所と町内に3つの郵便局、これをクーリングシェルターとして開放し、外出している方には利用できる体制を整えております。先ほども答弁させていただいたように、6月広報にも熱中症予防対策について啓発しておりますので、各自で適切な熱中症予防行動を取っていただければと考えているところでございます。

あと、熱中症特別警戒アラート発表時には、前日の午後5時頃、また当日の午前5時に環境省から情報が流れますので、また、熱中症特別警戒アラートについては、前日午後2時から環境省から情報が流れてきます。その情報を町としては、素早く登録されたメール、LINEでお知らせし、特別警戒アラート発表時には、さらに防災行政無線で町内全域へ周知を行う体制を整えているというところでございます。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） よろしく申し上げます。

それでは、クーリングシェルターについては、公共施設や郵便局など、多くの施設が指定されていることで大変評価させていただいております。ありがとうございます。

一方で、場所は知っているが利用しづらい、どこにあるか分からないという高齢者の声も耳にします。今年度から暑さの避難所ののぼりを設置されたとのことですが、実際、利用状況を把握する予定はあるのでしょうか。また、利用者の声を聞きながら、より利用しやすい環境づくりを進める考えはないのでしょうか。

○子育て健康課長（谷田悦子） 議長。

○議長（疋田俊文） 谷田子育て健康課長。

○子育て健康課長（谷田悦子） まず、クーリングシェルターの利用状況ということなんですけれども、クーリングシェルター、こちらの熱中症特別警戒アラートが発表された際に開放するものとなっております。それ以外にもふだんの暑さの一時避難所として利用者に周知しております。

公共施設や郵便局、それぞれ利用者の出入りがありますので、そのため、平時の暑さの一時避難所として利用されている方との区別をつけることができません。なので、状況把握は困難であります。今後、運用上の必要性が生じた場合に改めて検討させていただきたいと思っています。

利用者の声を聞きながら、利用しやすい環境づくりを進める考えはないのでしょうかということなんですけれども、利用者の皆様からお聞かせいただいたご意見につきましては、参考にさせていただきます。

しかし、クーリングシェルター自体が既存施設を活用して実施していくものなので、対応が難しい場合もあります。引き続き施設管理者と連携しながら適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

自治会へのチラシ配布や掲示について、私は熱中症対策は行政だけでなく、地域ぐるみで取り組むことが重要だと考えています。

繰り返しになりますが、自治会によっては高齢化が進み、日頃から見守り活動を行っている地域もあります。今後熱中症アラート時に自治会へ情報提供を行うなど、地域ぐるみで高齢者を見守る仕組みづくりについて検討される考えはないでしょうか。

○福祉部長（浦 達三） はい。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 今ご質問ありました自治会の情報提供なんですけれども、メール、LINE等でご登録いただければ、熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラート発令時には、きちっとした情報が入りますので、そういったところで情報を取得していただければと考えております。

また、熱中対策は行政だけでなく、地域ぐるみで取り組むことが大事とか議員さんもおっしゃっておりますので、この情報をこういった形で活用されるかという部分につきましては、やはり地域で考えていただく必要があるのかなと考えております。

こういった形で見守る体制にするかは、やはり皆さんご高齢の方もいらっしゃいますので、地域での負担にならないような形で見守りを各地域で考えていただく必要があるのかなと。これが行政のほうから、ああしてくれ、こうしてくれとなったら、押しつけになってしまいますので、地域の方に熱中症にならないように地域の方で、それぞれ負担にならないように考えていただければと考えております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 近年の猛暑は災害級とも言われ、高齢者の熱中症による救急搬送も全国的な課題となっています。国は熱中症対策を推進しています。2024年の熱中症による死者数は計2,160人に上り、地震や水害による年間の犠牲者を上回っております。うち85%は高齢者であり、本町においても高齢化が進む中、啓発や施設開放だけでなく、地域で命を守る熱中症対策をさらに強化していく必要があると考えます。

今後医師会や民生児童委員、包括支援センターとの連携をさらに深め、高齢者や独居世帯を守るための熱中症対策を町全体の取組として推進していただきたいと思います。

最後に、デジタル弱者支援について再質問いたします。

スマートフォン講習会や相談会を実施されていることは理解いたしました。

一方で、高齢者の中には、会場まで来られない方や集団講習では質問しづらい方もおられます。地域に出向く支援として、近年は、ほかの自治体において公民館や自治体集会所へ出向く出張型スマホ相談会や地域サロンと連携した個別支援もあります。こちらも新聞に他の市の取組として紹介されていました。

河合町においても、より身近な場所で相談できる出張型の支援体制について検討する考えはないでしょうか。

○福祉部長（浦 達三） はい。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 出張型の講習会というところなんですけれども、これ、河合町は社会福祉協議会のほうで既に事業として実施していただいております。昨年もお要望のあった

5つの大字でも合計9回の高齢者スマホ教室のほうを開催していると聞いております。約133名の方が参加され、好評いただいたとの報告を受けております。

今後は教室を通して学んでいただいた方やスマホ等の扱いに慣れている方が地域の方同士教え合っていただくような環境ができればと考えております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

それでは、防災行政無線や電話配信サービスなど多様な手段で情報発信されているとのこと。

しかし、災害時には無線が聞こえなかった、情報の内容が分からなかったという声も少なくありません。特に独り暮らし高齢者や避難行動要支援者への情報伝達は極めて重要です。

現在の情報伝達手段の充実について検討されている内容があれば、お聞かせください。

○危機管理課長（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長（植村一之） 今後のさらなる情報伝達の充実についてでございます。

特に避難行動要支援者に対しましては、個別避難計画の策定を現在進めている状況でございます。地域コミュニティーの共助の部分にはなりますが、安否確認など含めた自治会や関係者と連携し、体制強化を進めていきたいと考えております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） デジタル化は行政サービスの向上に欠かせない一方で、使える方と使えない方との間に格差を生む側面もあります。

私は河合町が誰一人取り残さないデジタル化を進めることが大切だと考えます。そのためには単に講習会を開催するだけではなく、住民一人一人に寄り添った継続的な支援体制が必要ではないでしょうか。高齢者の方も障害がある方もスマートフォンが苦手な方も必要な情報を受け取り、安心して行政サービスを利用できることが目的です。

河合町が誰一人取り残さない町として、住民に寄り添ったデジタル支援をさらに進めていただくことを要望いたします。

最後に、町長にお伺いいたします。

本日取り上げたごみ問題、空き家対策、熱中症対策、デジタル支援は、それぞれ分野は異なりますが、いずれも町民の日常生活に直結する課題であります。私は、行政に求められるのは制度を整えることだけではなく、困っている人に寄り添う姿勢だと考えております。

誰一人取り残さないまちづくりに向けた町長の決意をお聞かせいただきたいと思います。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 梅野議員のご質問にお答えします。

質問の内容は、本当に誰一人取り残さない行政として、しっかりとご質問の趣旨を理解させていただいて、できる限りの対応をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 行政には限られた予算や人員の中で、様々な課題に向き合っていておりますことに敬意を表します。

しかし、人口減少や少子高齢化が進む今だからこそ、現状維持ではなく、一歩先を見据えた取組が求められています。町民の皆様が河合町に住んでよかった、これからも住み続けたいと感じられるまちづくりのため、本日提案いたしました内容について前向きな検討をお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて梅野美智代議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） お諮りいたします。

本日は、これにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

副 議 長 岡 田 康 則

署 名 議 員 杵 本 貴 司

署 名 議 員 岡 田 康 則